

新羅骨品制の再検討

武 田 幸 男

- 第一章 骨品制研究の展望
- 第二章 九世紀における骨品制の特質
- 第三章 八世紀における骨品制の構造
- 第四章 七世紀における王統の骨転換
- 第五章 六世紀における骨品制と衣冠制
- 第六章 骨品制の史的性格
- 第七章 骨品制の史的展開

第一章 骨品制研究の展望

新羅骨品制の研究は、新羅史全般の理解のために重要な位置を占めると考えられてきたし、実際にそのように扱わ

れてきた。そして朝鮮古代史の研究者は好んでこの主題を追究してきた結果、⁽¹⁾ 関連史料が必らずしも多いわけではな
いが、そのおおよその結構と問題点は指摘されているとみてよい。

即ち(一)骨品制は聖骨(聖而)・真骨・六頭品(得難)・五頭品・四頭品・平人(百姓)などの階層が上下の身分序列に
従って編成される構造をもつこと、(二)王族は骨に属し、七世紀中葉六五四年を境にして、それ以前は聖骨の王統が統
いていたものが、それ以後は真骨のそれに転換し、聖骨が消滅したこと、(三)六頭品以下は王族でなく、もと六頭品・
一頭品の六階層に細分されていたこと、(四)骨品制の階層序列は官位・官職やその他の特権と結合し、相互に深い関係
を保っていたこと、(五)骨品制の本質は族内婚の規制を伴う血縁的身分制であることにあり、その限りで所謂カースト
制と対比できること、などの諸点を挙げるべきであろう。

勿論これまでの研究の論点は多岐に及び、各自の視点やねらいも異り、じつは以上に指摘した諸点そのものにも意
見の対立があり、さらに後論するように白紙に還元して再吟味を要するところもある。だが骨品制研究の主たる問題
点は、これらの諸点を除いては考えられないのも事実である。

このような成果を受け継ぐ意図をもって、はなはだ未熟にも、かつて骨品制について一考したことがあった。⁽²⁾ その
際留意したのは、従来の研究が聖・真両骨を中心としたものになりすぎ、全体をみる視角が必ずしも充分ではないの
ではないか、また王京と地方との関連を見失い、狭い枠内に限定されたまま考察されてきたのではないか、さらにそ
れゆえ骨品制の変化・転換を総体的に問題とし難かったのではないか、といった点であり、それらを中心に追究しよ
うとしたのであった。その結果、血縁的身分制としての新羅骨品制は、王京人に極限して考察すべきではなく、広く
地方人をも含む全新羅的規模において評価すべきであって、その意味では骨品体制といった支配体制を想定する必要

があり、その体制は七世紀中葉を境に大きく変転する、と考えたのである。

だがこの考察は、その視角や支配体制の論点などを提出したことで一つの方向を示したものの、史料の扱いに再考すべきところをもち、史的展開の具体的考察が手うすで、また骨品制を骨品制以外のものとして説明しようとした。井上秀雄氏の骨品制論の提示は部分的にはこの欠をつき、それを補うものであったが、それにとどまらず、これまでとは異質の、新しい論議を展開した。その意味でひろく学説史的規模において注目され、検討されるべき内容をもつと評してよいであろう。⁽⁴⁾

井上説の論点は多岐にわたり、時としてきわめて難解であるために、誤解を犯す不安があるが、次の二点にその立論の特色があるとみてよからう。一つは骨品の系統観、もう一つはその年代観であり、両者あいまって独特の新骨品論が構築される。

その系統観とは、骨と頭品とは元来それぞれ系統が異り、骨は血縁的身分制であり、頭品は地縁的身分制であったが、骨品制はこの「範疇を異にする」両者が合体・一体化したものである。系統観の原型は既に提示されてはいたが、それに新しい内容を盛りこんだといえよう。またその年代観とは、上述の系統観を前提として、骨品制の変遷をおよそ五期に分けて理解するものようである。文中に明文がないので理解に苦しむのだが、文意から総合して、骨制が一つだけあった善徳王（六四七年）以前の第一期、骨が聖骨・真骨に分化していた真徳王代（六五四～六五四年）の第二期、聖骨が消滅し、真骨だけが存在した第三期（六五四年～）、骨制が確立する第四期（八世紀初）、そして最後に頭品制が設けられ、それが骨制と一本化する第五期（八二〇～三〇年代以後）となるようである。このような時期区分そのものも新しいが、いわゆる骨品制は九世紀になって骨制と頭品制とが合体して始めて形式・内容ともに

備ったという主張に新展開がみられるであろう。

だが井上説の論旨のおもむくところは、従来の骨品制の史的性格の理解に、根本的な批判を加えるに至る。骨品制が完成したのはたかだか九世紀に入ってからであり、既に混乱期を迎えていた新羅史において果たした役割は大きくはなかったという点、また歴史的に永い存在が認められる骨制の方は社会的機能に乏しく、極一部の王族に限られていたという点をあげ、年代的に、また階層的に、血縁的身分制の限界性を指摘する。それならばその反面において、「地縁的要素の強い頭品制こそ新羅身分制度の基調と考えられる」という結論に至るのは、或いは自然な道すじといえよう。従来の骨品制研究がみな骨品制を血縁的身分制としてあやしまず、その史的重要性を当然のこととしてきた共通の態度に対し、始めてきびしい批判的観点を導入したわけである。

このような井上説登場の意義をあらためてのべる必要はあるまい。従来の研究を点検し、その過程において斬新で大胆なこの新説の検討を経ずには、これ以後の骨品制研究はもう充分とはいえないのではあるまいか。それとは別に新らたな問題意識による新研究がおこなわれ、それぞれの論点において成果を挙げてきているが、以上の観点を意識した研究はまだないようである。ここで展開する本論はこの課題にとりくみ、骨品制の再検討を意図したものである。再検討に当って留意した点は、残された骨品関係史料の再吟味を試み、その上に立って最も確実な九世紀の骨品制を検討することから始め、順次八、七、六世紀の当時のそれに溯ることとし、とくに骨品制の史的展開には注意した。その結果、斬新で大胆な主張をもった新説は、確かに多くのうけつぐべき論点を含みながらも、なお固まったものではなく、そのままでは説得力に欠けるところがないでもないとおもわれる。また骨品制再検討の過程で論者自身の旧来の所説を改め、補訂を試みたつもりである。

本論は講義案に基いて整理したため、やや冗長な叙述になり、また無謀にもあえて立ち向った論点もあり、論旨の誤解や独断の危険すら犯したところもないではない。関係者の寛恕を乞うとともに、今後適正な意見を寄せられんことを期待する。

- 1 今西龍「新羅骨品考」〔史林一七一（一九三二年一月）原載、『新羅史研究』（近沢書店、一九三三年）所収〕。同「新羅骨品『聖而』考」（未定稿、『新羅史研究』（前掲）所収。白南雲『朝鮮社会経済史』第六章第二節、第十七章第十二節（改造社、経済学全集第六十一巻、一九三三年）。池内宏「新羅の骨品制と王統」〔『東洋学報』二八一—三（一九四一年八月）原載、『満鮮史研究』上世編第二冊（吉川弘文館、一九六〇年）所収。末松保和「新羅三代考」〔史学雑誌五七・五・六（一九四九年六月）原載、『新羅史の諸問題』（東洋文庫、一九五四年）所収。三品彰英「骨品制社会」〔古代史講座』七（学生社、一九六三年）所収〕。
- 2 武田幸男「新羅の骨品体制社会」〔歴史学研究』二九九（一九六五年四月）〕。
- 3 井上秀雄「新羅の骨品制度」〔歴史学研究』三〇四（一九六五年九月）原載、『新羅史基礎研究』（東出版、一九七四年）所収〕。
- 4 武田論文と井上氏論文とを対照、論評した文章に、江原正昭「国家機構と社会形態」〔朝鮮史研究会・旗田巍編『朝鮮史入門』第六章（太平出版社、一九六六年）一七二頁）、田川孝三「一九六五年の歴史学界—朝鮮」〔史学雑誌』一七五—一七六（一九六六年五月）二二—二六頁〕がある。
- 5 井上「新羅の骨品制度」（前掲書、三二—四頁）。
- 6 丁仲煥「新羅聖骨考」〔李弘植博士回甲紀念韓國史学論叢』（ソウル、新丘文化社、一九六九年）所収〕。李基白「新羅六頭品研究」〔省谷論叢』二（ソウル、一九七二年）原載、『新羅政治社会史研究』（ソウル、一潮閣、一九七四年）所収〕。金在鵬「新羅骨品制の研究」〔韓』三一—四（一九七四年四月）〕。丁説は聖骨の多面的な分析、李説は六頭品の新羅史上で果たした役割の重要

性を指摘して出色の論考である。ただ前者は聖骨実在説に全的に依拠しており、後者は未確定要素のつよい姓氏を前提として考察する点で、さらに今後の発展が望まれよう。

第二章 九世紀における骨品制の特質

1 興徳王九年の骨品史料

骨品制の関連史料に限らず、古い記録には厳密な批判を要するものが少くない。ここで問題とする骨品制関係のそれについては、順を追って検討するはずであるが、九世紀に属する重要史料、例えば真聖王七（八九三）年以後の或る時点の撰文になる梁山『深源寺秀徹和尚塔碑文』⁽¹⁾や、孝恭王元（八九七）年又は翌年頃に崔致遠が撰文したと推定される保寧『聖任寺朗慧和尚白月葆光塔碑文（無染和尚碑文）』⁽²⁾などは、史料としての性格に疑点はなく、骨品制研究の重要で確かな基本史料として扱われてきた。

これらと同様に素性の明らかな同時代史料としては、『三国史記』卷三三・雜志二の色服・車騎・器用・屋舎志を挙げなければならない。むしろそれが言及する対象のひろさ、その詳細さ、また九世紀史料の中でも最も早い時点を示す、などのことからみて、きわめて貴重な、またそれ独自の価値をもつと予想されるものである。それにもかかわらず、その価値ほどに十分な検討を経たことが、かつてあったかどうか疑わしい。

さて興徳王九（八三四）年の年次をもつこの史料は、じつは連続する形で残っている記事ではなくて、色服・車騎・

器用・屋舎など、四項に分散して収録されているが、⁽³⁾少しく残る疑点には後にふれるとして、内容的には一連の記録とみなすことができる。そこでその形式とその内容から全体を〔A〕〔B〕〔C〕の三部に分ち、まずその相互関連を分析してみたい。

〔A〕 興徳王即位九年・大和八年、下教曰「人有上下、位有尊卑、名例不同、衣服亦異、俗漸澆薄、民競奢華、只尙異物之珍奇、却嫌土産之鄙野、礼数失於逼僭、風俗至於陵夷、敢率旧章、以申明命、苟或故犯、固有常刑。」(色服の頂より)

〔B〕〔色服〕

真骨・大等

幘頭、任意。表衣・〔內衣・〕半臂・袴、並禁麩・繡・錦・羅。腰帶、禁研文白玉。靴、禁紫皮。靴帶、禁隱文白玉。襪、任用綾已下。履、任用皮・絲・麻〔已下〕。布、用二十六升已下。

真骨女

表衣、禁麩・繡・錦・羅。內衣・半臂・袴・襪、並禁麩・繡・羅。袴、禁麩及繡、用金・銀絲・孔雀尾・翡翠毛者。〔襦・袴。〕短衣。表裳。襪。內衣。帶。襪袂。〔梳、禁瑟瑟鈿・玳瑁。釵、禁刻鏤及綴珠。冠、禁瑟瑟鈿。布、用二十八升已下。〕^{*1}九色、禁赭黃。

六頭品

幘頭、用總羅・緹・絹・布。表衣、只用綿紬^{*2}・布。內衣〔・半臂〕、只用小文綾・緹・絹・布。袴、只用緹・絹・綿紬・布。〔腰〕帶、只用烏犀・鍬・鉄・銅。襪、只用緹・綿紬・布。靴、禁烏麩皺文紫皮。靴帶、用烏犀・

鍮・鉄・銅。履、只用皮・麻〔已下〕。布、用十八升已下。

六頭品女

表衣、只居中・小文綾・絁・絹。內衣、禁麩・繡・錦〔・羅〕・野草羅。半臂、禁麩・繡〔・錦〕・羅・總羅。袴、禁麩・繡・錦・羅・總羅・金泥。裱、禁麩・繡・錦・羅。金銀泥。褶・褶、短衣、並禁麩・繡・錦・羅・布紡羅・野草羅・金銀泥。表裳、禁麩・繡・錦・羅・總羅・野草羅・金銀泥・纈纈。襖・襖、禁麩・繡・錦・羅・總羅・野草羅。帶、禁以金銀絲・孔雀尾・翡翠毛為組。襖袴、禁麩〔・繡・錦〕・羅・總羅。襖・禁麩・繡・錦・羅・總羅・野草羅。履、禁麩・繡・錦・羅・總羅。梳、禁瑟瑟鈿。釵、禁純金、以銀刻鏤及綴珠。冠、用總羅・紗・絹。布、用二十五升已下。色、禁赭黃・紫紫粉・金屑・紅。

五頭品

幞頭、用羅・絁・絹・布。表衣、只用布。內衣・半臂、只用小文綾・絁・絹・布。袴、只用綿紬・布。腰帶、只用鉄〔・銅〕。襪、只用綿紬〔・布〕。靴、禁鳥麩文紫皮。靴帶、只用鉄・銅。履、用皮・麻。布、用十五升已下。

五頭品女

表衣、只用無文独織。內衣、只用小文綾〔已下〕。半臂、禁麩・繡・錦〔・羅〕・野草羅・總羅。袴、禁麩・繡・錦・羅・總羅・野草羅・金泥。裱、用綾・絹已下。褶・褶、禁麩・繡・錦〔・羅〕・野草羅・布紡羅・金銀泥・纈纈。短衣、禁麩・繡・錦〔・羅〕・野草羅・布紡羅・總羅・金銀泥・纈纈。表裳、禁麩・繡・錦〔・羅〕・野草羅・總羅・金銀泥・纈纈。襖・襖、禁麩・繡・錦・羅・總羅・野草羅・金銀泥・纈纈。內衣、禁麩・繡・錦〔・羅〕・野草羅・總羅・金銀泥・纈纈。襖・襖、禁麩・繡・錦・羅・總羅・野草羅・金銀泥・纈纈。

帶、禁以金銀絲・孔雀尾・翡翠毛為組。襖袷、禁麩・繡・錦・羅・總羅。襖、禁麩・繡・錦・羅・總羅・野草羅。履、但用皮已下。梳、用素玳瑁。釵、用白銀已下。無冠。布、用二十升已下。色、禁赭黃・紫紫粉・黃屑・紅・緋。

四頭品

幘頭、只用紗・緇・絹・布。表衣・袴、只用布。內衣・半臂、只用緇・絹・綿・布。腰帶、只用鉄・銅。靴、禁烏鬘文紫皮。靴帶、只用鉄・銅。【襪】履、用牛皮・麻已下。布、用十三升已下。

四頭品女

表衣、只用綿・絹已下。內衣、只用小文綾已下。半臂・袴、只用小文綾・緇・絹已下。裱・短衣、只用絹已下。襟・襠、只用綾已下。表裳、只用緇・絹已下。襖、与〔表〕裳同。襷、用越羅。無內裳。帶、禁繡組及野草羅・乘天羅・越羅、只用綿・絹已下。襪、只用小文綾已下。襪、用小文綾・緇〔・絹〕・綿・布。履、用皮已下。梳、用象牙・角・木。釵、禁刻鏤・綴珠及純金。無冠。布、用十八升〔已下〕。色、禁赭黃・紫紫粉・黃屑・緋・紅・減紫。

平人

幘頭、只用絹・布。表衣・袴、只用布。內衣〔・半臂〕、只用絹・布。〔腰〕帶、只用鉄・銅。^{*4}靴、禁烏鬘文紫皮。靴帶、只用鉄・銅。【襪】履、用麻已下。布、用十二升已下。

平人女

表衣、只用綿・絹・布。內衣〔・半臂〕、只用緇・絹・綿・布。袴、用緇已下。【襪】短衣。襟・襠。【表裳、用

絹已下。〔無內裳。〕帶、只用綾・絹已下。襖袖、用無文。襖、用緇・綿紬已下。〔履。〕梳、用象牙・角已下。釵、用鍮石已下。〔無冠。〕布、用十五升已下。色、与四頭品女同。

車 騎〔車〕

真骨

車材、不用紫檀・沈香、不得帖玳瑁、亦不敢飾以金・銀・玉。褥子、用綾〔・緇〕・絹已下、不過二重、坐子、用鈿錦二色・綾已下。縁、用錦已下。前・後幘、用小文綾・紗・緇已下。〔幘〕色、以深青・碧・紫紫粉。絡綱、用系麻。〔綱〕色、以紅・緋・翠碧。粧表、但用絹・布。〔粧表〕色、以紅・緋・青縹。牛勒及鞅、用緇・絹・布。環、禁金・銀・鍮石。步搖、亦禁金・銀・鍮石。

六頭品

〔車材。〕褥子、用緇・絹已下。坐子、用緇・絹・布。無縁。前・後幘、若随真骨已上貴人行則不設、但自行則用竹簾若莞席。〔幘〕縁、以緇・絹已下。絡綱、用布。〔絡綱〕色、以赤・青。〔粧表。〕牛勒及鞅、用布。環、用鍮・銅・鉄。〔步搖。〕

五頭品

〔車材。〕褥子、只用氈若布。〔坐子。〕縁。前・後幘、只用竹簾・莞席。〔幘〕縁、以皮・布。〔絡綱。〕絡綱色。粧表。〔牛〕勒・鞅、用麻。環、用木・鉄。〔步搖。〕

車 騎〔騎〕

真骨

鞍橋、禁紫檀・沈香。鞍鞵、禁麩・繡・錦・羅。鞍坐子、禁麩・繡・羅。【鞍褥。】障泥、但用麻油染。銜・鏡、禁金〔・銀〕・鍮石・鍍金・綴玉。鞞・鞞、禁組及紫條。

真骨女

鞍橋、禁宝鈿。鞍鞵、鞍坐子、禁麩・羅。脊雜（一云體脊）、禁麩・繡・羅。【障泥。】銜・鏡、禁畏金・綴玉。鞞・鞞、禁雜金・銀絲組。

六頭品

鞍橋、禁紫檀・沈香・黃楊・槐・柘及金・銀・綴玉。鞍鞵、用皮。鞍坐子、用純・綿紬^{*6}・布・皮。【鞍褥。】障泥、用麻油染。銜・鏡、禁金・銀・鍮石及鍍金・銀・綴玉。鞞・鞞、用皮・麻。

六頭品女

鞍橋、禁紫檀・沈香及畏金・綴玉。鞍鞵、鞍坐子、禁麩・繡・錦・羅^{*7}・縹羅。替脊、用綾・純・絹。銜・鏡、禁金・銀・鍮石及鍍金・銀・綴玉。障泥、用皮。鞞・鞞、不用組。

五頭品

鞍橋、禁紫檀・沈香・黃楊・槐・柘、亦不得用金・銀・綴玉。鞍鞵、用皮。【鞍坐子。鞍褥。】障泥、用麻油染。銜・鏡、禁金・銀・鍮石、又不得鍍・鍍金・銀〔・綴玉〕。鞞・鞞、用麻。

五頭品女

鞍橋、禁紫檀・沈香、又禁飾以金・銀・玉。鞍鞵、鞍坐子、禁麩・繡・錦〔・羅〕^{*8}・縹羅・虎皮。【脊雜。】銜・鏡、禁金・銀・鍮石、又禁飾以金・銀。障泥、用皮。鞞・鞞、禁組及紫紫粉・暈條。

四頭品至百姓

鞍橋、禁紫檀・沉香・黃楊・槐・栢、又禁飾以金・銀・玉。鞍轡、用牛・馬皮。【鞍坐子。】鞍轡、用皮。障泥、用楊・竹。銜、用鉄。鑿、用木・鉄。鞞・鞞、用筋若麻為絞。

四頭品至百姓女

鞍橋、禁紫檀・沉香・黃楊・槐、又禁飾金・銀・玉。鞍轡・鞍坐子、禁麪・繡・錦・羅・縹羅・綾・虎皮。【脊雜。】銜・鑿・禁金・銀・鍮石、又禁飾金・銀。障泥、但用皮。鞞・鞞、禁組及紫紫粉・暈條。

器用

真骨

禁金・銀及鍍金。

六頭〔品〕・五頭品

禁金・銀及鍍金・銀、又不用虎皮・毯・毳・毼・毼。

四頭品至百姓

禁金・銀・鍮石・朱裏平文物、又禁毳・毳・毼・毼・虎皮・大唐毯等。

屋舍

真骨

室長広、不得過二十四尺。不覆唐瓦。不施飛簷。不彫懸魚。不飾以金・銀・鍮石・五彩。不磨階石。不置三重階。垣・牆、〔不過九尺〕。不施梁・棟。不塗石灰。簾縁、禁錦・麪・繡・野草羅。屏風、禁繡。床、不飾玳瑁・沉香。

【廡】

六頭品

室長広、不過二十一尺。不覆唐瓦。不施飛簷・重楸・栱牙・懸魚。不飾以金・銀・鍮石・白鐵・五彩。不置巾階及二重階。階石、不磨。垣・牆、不過八尺。又不施梁・棟。不塗石灰。簾縁、禁〔錦・〕罽・繡〔・野草羅〕・綾。屏風、禁繡。床、不得飾玳瑁・紫檀・沈香・黃楊。又禁錦薦。不置重門及四方門。廡、容五馬。

五頭品

室長広、不過十八尺。不用山楡木。不覆唐瓦。不置獸頭。不施飛簷・重楸・花斗牙・懸魚。不以金・銀・鍮石・銅・鐵・五彩為飾。不磨階石。【階】垣・牆、不過七尺。不架以梁。不塗石灰。簾縁、禁錦・罽〔・繡・野草羅〕・綾・絹・緇。【屏風。床。薦】不作大門・四方門。廡、容三馬。

四頭品至百姓

室長広、不過十五尺。不用山楡木。不施藻井。不覆唐瓦。不置獸頭・飛簷〔・重楸〕・栱牙・懸魚。不以金・銀・鍮石・銅・鐵為飾。【階】階砌、不用山石。垣・牆、不過六尺。又不架梁。不塗石灰。【簾縁。屏風。床。薦】不作大門・四方門。廡、容二馬。（色服・車騎・器用・屋舎の項より）

（註）* 1 九字は衍字か。 * 2 紬一字は衍字。 * 3 綿字は原文に錦字につくる。 * 4 鉄銅は原文に銅鉄の順。

* 5 但字は原文に且字につくる。 * 6 純綿紬は原文に綿紬緇の順。 * 7 錦字は原文に綿字につくる。 * 8

總字は原文に陵字につくる。

（註）「」は意を以て補った文字、「」は脱落・不備と推定される項目を示す。

〔C〕 外真村主、与五品同、次村主与四品同。(屋舎の項より)

この一連の記事の中心が〔B〕にあることは明らかである。これを本論ないし各論とみれば、その前の〔A〕は形式・内容から判断して序論に該当しよう。そして〔B〕が王京六部人に極限される人びと、即ち骨品制に本来的に包摂されてきた王京支配者共同体の⁽⁴⁾成員を対象としているのに対し、〔C〕はかつて骨品制に直接には参与できず、そこから排除されてきた地方邑落の人びとのうち、彼らの最上層を成す村主層を対象とした規定である。それゆえ後者は、元来例外的規定とみなすべく、その意味でこれを準則・付則と考えてよい。即ちこの史料は〔A〕序論、〔B〕本論・各論、〔C〕付則という有機的構成をもち、したがってやはり相互に関連をもつ一群の記事とみなければならぬのである。これを逆にいえば、この一群の古記録を『三国史記』雑誌として整理し直したとき、一定の原則のもとで色服以下の四項に分散・排置したのである。したがってその分散を固定的にとらえ、この記事の有機的構成や同時性を否定する理由にはならない。

ただこう考えて少しく疑問なのは、史料〔C〕である。それが、屋舎の項だけであって他の三項に記載されていないこと、またその用語「五品」「四品」が他の史料〔B〕のそれと一致しないことが、疑問の生ずるところである。まず第一点については、〔C〕が屋舎についてだけ妥当するのは不当でないかという疑問である。形式的にはまさにそのとおりであって、これは色服・車騎・器用の各項になくとも、最後の屋舎の項に記載することによって、全項に通用せしめたのであろう。このような記載様式の方が古記録の原形をそのまま残していることになり、むしろ付則という先に指摘しておいた性格にふさわしいであらう。

第二点は、普通「五頭品」「四頭品」というべきところ、〔C〕は頭字を省いているために、史料〔B〕とは一連の

記事をなさないのでないか、という疑問である。これは一応もつともな理由ではあるが、必ずしもそのとおりであるとはいえない。頭字省略によって内容が異ってくるわけではないし、同じ筆者が同一文中で「頭品」とも「品」とも表記した実例が他にもあるの⁽⁵⁾であって、これなどはいま問題の場合と全く同じなのである。それゆえ以上の用字法の不一致を以てしては、「C」を「A」「B」から切り離して理解しなければならぬとはかぎらないであらう。

万一、両者を切り離して理解すべきであるとしても、その年次は「A」「B」規定の興徳王九年からさして距らぬ或る時点と推定してよい。まず屋舎の項に含まれる史料「B」の後に付記されていることから、「C」はそれ以前ではありえず、必ずそれ以後でなくてはならぬ。また他方では『竅興寺鐘銘』⁽⁶⁾にみえる「上村主 三重沙干 堯王」の文字が書かれる以前でなくてはならない。その「三重沙干」とは、いわゆる新羅の官位（京位）一七等（以下第一位から第一七位までの順位を①～⑦で表示する。官位全体については第二表を参照せよ）のうち⑦一吉濠に昇れず、⑧沙濠（沙干）までしか進めない者の「特進の途」⁽⁷⁾、つまり特進沙干位の実例を意味するのであるが、それは必ず史料「C」の「外真村主は五品と同じ」という規定を前提とするものである。なぜなら「村主」が「三重沙干」位をもつということは、「五（頭）品」と同じ待遇をうける規定に従っているからであり、付言すればもう一つ上級の六頭品待遇ではありえなかったからなのである。

この鐘銘には「大中□年丙子八月三日」の日付が刻されているが、第三字の欠字は「十」と推定できるから、文聖王一八（八五六）年に当る。それゆえ「C」は「A」「B」と別時点に定められたと仮定しても、たかだかその後二三年以内に定められたことがわかる。従って実質的には、これが序論・本論に次ぐ付則・付論の性格をもち、これらは全体として一連のものと理解してさしつかえないのである。

興徳王九年の年次をもつ色服など風俗に関する一連の史料群は、全体として有機的に関連しており、とくに九世紀の骨品制を研究する場合には、その価値にみあつた慎重な扱いを受ける必要があることが判明した。

2 九世紀における骨品制の構造

興徳王九年の規定が骨品制研究にとつてもつ意味の一つは、九世紀におけるその一般的な構造を、正確にまた詳細に提示するところにある。

即ち史料〔B〕によれば、「色服」で規制の対象とされるのは、男子の「幘頭」以下一〇点、女子の「表衣」以下一九点、延べ二三点に達しており、「車騎」のうち「車」は一一品目、「騎」は男女とも九品目、「屋舎」では二〇項目にも及ぶ。このような莫大な規制の対象は、骨品制の身分序列に従つて、じつに整然と規定されているのである。

その序列を表示すれば第一表のとおりである。

【第1表】

屋舎	器用	車騎		色服
		騎	車	
真骨	真骨	真骨女	真骨	真骨・大等
		六頭品女	六頭品	六頭品
六頭品	六頭・五頭品	五頭品女	五頭品	五頭品
		四頭品女至百姓女	四頭品至百姓	四頭品
五頭品	五頭品	四頭品女	四頭品	平人
四頭品至百姓	四頭品至百姓	四頭品女	四頭品女	平人女

外真村主
次村主

当時の骨品制の一般的構造は、第一に(一)真骨を最上位にして、(二)六頭品、(三)五頭品、(四)四頭品、(五)平人・百姓という五階層より構成されること、第二にそれは男女の性別を問題とせず構成されること、第三に「外真村主」などを例外的にはあるが、ともかく骨品制に対応せしめて逆にいえば骨品制は本来的には王京人のみによつ

て構成されること、などに認められる。周知の骨品制の基本的な属性は、ここにおいて知られるのである。

だが次に、幾つかの点を補足しておかなくてはならない。その一つは「色服」項の最上層を「真骨大等」と規定すること、つまり第一表にみるとおり、例外的に「大等」が加えられている点である。新羅史上の大等とは、和自といわれる貴族会議の成員であり、彼らを統括し、その会議を主宰するのは上大等であったと理解するのが普通である⁽⁸⁾。これによれば、「真骨大等」とは「真骨の大等」ではなく、「真骨と大等」との謂と解すべく、それゆえこの大等はさらに具体的には「真骨ではなく、六頭品(以下)に属する大等」ということになる⁽⁹⁾。それが例外的であり、色服の項に限られるとはいえ、九世紀にこうした大等の存在が認められることは、注目される。

その二つは、頭品の序列が上位から六↓五↓四と下降してくること、それに四頭品の次が「平人」または「百姓」となっていることである。上位の六字にしても下位の四字にしても、どちらも序数の基点となるとは考えにくく、それゆえこれら以外に基数がなかったかと疑いたくなるのは自然であろう。事実、骨品研究の当初から、平人・百姓は幾つかの骨品階層、具体的には(甲)三頭品、(乙)二頭品、(乙)一頭品の三階層を一括表示していると考えられてきたのであり、またこの階層性が『三国遺事』卷一紀異・脱解齒叱今条の

〔D〕(上略) 迺言曰、我本龍城人(注略)、我国嘗有二十八龍王、從人胎而生、自五歳・六歳、繼登王位、教万民修正性命、而有八品姓骨、然無棟樑、皆登大位(下略)

の「八品姓骨」に反映していると解されてきた。(一)真骨より(乙)一頭品までの七階層に、当時実在していなかった「聖骨」を加上すれば、八品の数によく符合する。実在しない聖骨をもち出したり、八世紀以前には溯らないとおもわれる「八品姓骨」の字を使ったり、また他ではみられぬ骨品記事を付加して話を創り出したりしたところからみて、

史料〔D〕は骨品制の史の実態をそのまま記録したとは、とうてい認め難い。おそらく新羅末期以後、高麗に入ってから完成された説話であろう。それにしてもこの説話の成立時点における骨品制の階層性に関する知識が、それがたとえ虚構をもちこんでいたとしても、整理された形でよく伝えられていると評価できよう。その限りでは、その階層性に関する記録は、やはり捨て難い意味をもつのである。

その三つは、以上のように厳密な階層区分の規定にもかかわらず、その区分の実際の機能が常に發揮されるとは限らぬことである。第一表について指摘するに、車騎の項の車についてはそもそも四頭品以下に対する規定を欠き、残る騎や器用・屋舎の項では「四頭品より百姓まで」の階層、器用ではさらに「六頭品・五頭品」の階層は、みな一樣に扱われる。それに色服以下四項のすべてについて、平人・百姓内の階層区分、即ち三頭品より一頭品の三分は、とくに機能するところがなかったようである。骨品制の階層性は否定しようもないが、具体的に三〜一頭品の区分などには、かなり機械的、人為的区分の傾向があったことを推測できよう。

さて、以上にみた九世紀前半における骨品制の一般的構造は、興徳王九年からおよそ六〇年後の孝恭王元々二年の時点において、なお確認できる。即ち前記『無染和尚碑文』によると、和尚が「得難」出自であったことを記した後、その得難の意味を説明するために、撰文者の崔致遠が付した異例の原註には

〔E₁〕 国有五品、曰聖而、曰眞骨、曰得難、言貴姓之難得、文賦云『□求易而得難』、從言六頭品、數多為貴、猶一命至九、其四・五品、不足言。

とあり（碑文の本文〔E₂〕については後述）、得難とは「貴姓の得難きを言ひ」、その用字は普・陸機（士衡）の『文賦』〔『文選』卷一七）の「或求易而得難」に基くものの如く、つまりは骨品「六頭品」を指す⁽¹³⁾という。和尚は六頭品に属し

ていたのである。

ここで重要なのは、「E₁」が九世紀末期における骨品制の一般的な構造を反映する記事であるということである。即ち「国に五品有り」とは、ちょうど「E₁」に明示された(一)聖而、(二)真骨、(三)得難_二六頭品、(四)五品_一五頭品、(五)四品_一四頭品という、五階層に及ぶ骨品制の階層序列を伝えていることである。

ここにおいても「其の四・五品は言ふに足らず」と断言し、その下の平人・百姓つまり三_一一頭品を無視しまっているのは問題であろうが、その相当階層が現実に王京に存在しなかったからではあるまい。無染和尚の出自骨品である得難の「貴姓の得難き」ゆえんを強調する立場から、結果的に無視する形になったというのが事実に近いであろう。それにしても碑文撰者の崔致遠のこの立場は、平人・百姓を一階層とみなした興徳王九年の風俗規定の立場に通じるところがある。その意味で九世紀を一貫した骨品構造の維持、存続が確かめられることにもなるのである。

しかし両者には無視できぬ違いもある。その最たるものは、前者が最上位に「聖而」を置いた点である。この聖而とは必ず「聖骨」に該当するはずなのであるが、この当時つまり九世紀末には勿論、それ以前から長期間にわたり、その聖骨が実在していかにかかわらず、ここに記されていることは問題である。後述するように既に七世紀中葉には消滅したはずだからである。それゆえ「国に五品有り」とはじつは形式的な階層観であり、この点で史料〔D〕の「八品姓骨」と一脈通じる表現と認めるべきであろう。いずれも実在せぬ聖骨をとりこんだ上で、骨品制の階層性を述べるからである。

このような聖而・聖骨は、今しばらく問題外としよう。そこで当時実在した真骨以下、およそ七階層から成る骨品制の一般的な構造が、一面では形式化をとめないながらも、ほぼ九世紀前半から一〇世紀初にかけて運用されていた

ことを確認しておきたい。

3 九世紀における骨品制の特質

興徳王九年の規定がもつもう一つの意味、そしてもっとも重視されるべき意味は、それが九世紀における骨品制の特質を明示しているところにある。

九世紀の骨品制が骨品制全体の史的展開の中でどのような特質をもっていたかということは、従来ほとんど注意されなかった。ところが井上秀雄氏は独自の系統観と年代観に基づき、この問題を始めて提起した⁽¹⁵⁾。即ち血縁的身分制としての骨制が、九世紀二〇〇三〇年代に創設された地縁的身分制としての頭品制と結合したというのである。ここにおいて範疇を異にするこの二つの身分制が合体し、そこで始めて骨品制というに価する体系的身分制が成立したことになる、それがそのまま九世紀骨品制の特質を指摘する結果となった。その具体的な内容とそれに対する批判については、必要な限度において後にふれてゆくであろう(第六章2)が、その問題提起それ自体は重要である。ただここでは、それとまったく別の観点から、はっきりした史料に基いて、具体的にその特質を検討してゆきたい。

その史料というまでもなく興徳王九年の規定「B」である。そこにみられる色服以下四項にわたる詳細な規制は、大別して、対照的な二つの表現であらわされる。その一つの表現法は、「用」字を使うものであって、ほかに「只用」「任用」などの変化をみせることもあるが、いずれにしろ積極的で肯定的な規制の仕方に特色がある。色服の項では襪(たび)・履(くつ)(以上男)・布(男女)、車騎の車では褌子(しきぶとん)・坐子・縁・轆(とばり)・絡綱・粧表・牛勒(うしのくつわ)、騎では障泥(あおり)などが、真骨から平人・百姓まで、みな肯定的に規制されている。少し広く

理解すれば、屋舎の項の既の場合、即ち「既は五馬を容る」といった場合も、これに含めてよからう。

これに対してもう一つの表現法は、「禁」字をもってする場合であって、これは前者に対比するに消極的で否定的な表現といえよう。これには「不用」「不得」「不遇」等々の否定的、禁止的な表現がすべて含まれ、全体からみて多数を占める。このような禁止的規制は、衣服の項では靴(かわぐつ)(男)、内裳・布色(以上女)、車騎の騎では鞍橋(くらぼね)(男女)・鞍轡(したぐら)・鞍坐子・銜(くつむ)・鐙(あぶみ)・鞞(むなかい)・鞞(しりかい)(以上女)、器用(くわ)の項のすべて、それに先に指摘した屋舎の項の既を除いた他のすべて、以上の場合にみられる。

だが肯定または否定のどちらかに属するといった単純な場合よりも、実際にはそれ以外の場合の方がきわめて多い。即ち通例は、おおむね否定的規制がまずあって、骨品序列が降るにつれて肯定的規制が続くのであり、この逆の順序はまったくない。このことを真骨に即していえば、真骨に対する諸規制はそのほとんどが否定的禁止的表現をとっているということになる。⁽¹⁶⁾

否定的禁止的表現をとること自体は、それが上からの法令であり、後述するような唐律令の影響をも考えに入れると、当然のことであって注意するにたらぬことのものである。だが当時の社会的背景や骨品制との関連で考えると、それ以上の意味があるとおもふ。その一半は史料「A」の序論が語る。即ち旧来の身分秩序あるいは在るべき秩序を前提に、それとの対比において、近来の礼儀・風俗の変化を好ましくならざるものとらえる現状認識で貫かれている。「只だ異物の珍奇を尙び、却て土産の鄙野を嫌ふ」という現実があり、それに対して「常刑」で威嚇するのである。ここに禁止的表現の現実的意味を認めることができる。

そこでもう一半の、最も重要な意味は、次のことにある。問題の否定的禁止的表現は、それ自体で完結するもので

はなく、当然であるが否定・禁止を他に強いる何らかの実体がなくてはならない。それを禁止することによってそれを得るところの或る実体である。例えば色服の項の表衣は、真骨男女とも「罽・繡・錦・羅を禁ず」と規制される。そうすれば他方で、この規制は罽・繡・錦・羅を「用いる」ような、或る特定の男女などの実在を前提としていると理解しなければなるまい。そのようなことは、上に述べた否定的禁止的規制の場合、少くとも真骨に対するそのような規制がみられる場合において、みな同じように考えることができる。

肯定的規制の場合は、これと事情が異なる。この場合には必ずしも、禁止的規制の場合と違って、そうした前提を否定しているわけではないが、第三者的な或る実体を前提しなくともすむからである。そこでいま任意に、いくつか具体的な例をとりあげて検討しよう。

まず色服の項の「襪」の場合であるが、真骨(男)の襪は「綾巳下を任用す」とある。この「綾巳下」とは、同条項の六頭品に関する規制やその他の事例を総合して、じつは「綾・紵・綿紬・布」という織物の種類とその品質に付された一定の順序とを意味する。ところで別に、真骨(五頭品(女)の襪の規制によって、綾よりも更に上級の織物「罽・繡・錦・羅・總羅・野草羅」という順序が知られる。それが知られる限りにおいて、この真骨(男)のほかに、一層正確にはそれより上位に、この罽・繡などの高級織物を独占的に使用しうる、或る特定の人物が実在していたといえよう。

次例「履」の場合に移ろう。真骨(男)の履は「皮・絲・麻を任用す」と定められている。これは少しく省略にしたがっているようで、この場合より正しくは「絲・皮・麻巳下」とあるべきところである。さて真骨(六頭品(女)の場合と対比すると、絲以下よりも上級の「罽・繡・錦・羅・總羅」が定められるので、この場合も真骨より上位を

占めるべき或る人物を想定できるのである。

さらに「布」では、「二十六升⁽¹⁷⁾下を用ふ」とあるが、それより上細布の存在、例えば「二十八升」布などが確められるので、やはりさきの二例と同様に考えなくてはならない。元来、新羅では、「六十総布」などの驚ろくべき織細な上細布を織成できたことを知ってよい。結局、以上三例によると、肯定的表現の場合でも、真骨規定の物品よりも一段上級のものが確められる限り、それに対応するような、真骨ではなくてそれより上位に位置すべき或る特定の人物の实在を認めなくてはならないのである。そしてこれは、なにも任意に選んだ上記三例の場合に限って出てくる結論でないことは、史料に即して当ってみれば直ちに判明するであろう。

規制の表現法が肯定的であると、否定的禁止的であるとかかわらず、真骨男女の上位に或る特定の人物を想定しなければならなくなった。だがあの聖骨をこれに比定することはできない。それははるか以前に消滅していたのであり、九世紀当時には実在しなかったからである。

そこで従来の骨品研究の枠組を大きく越えるのだが、問題の人物に、思いきって新羅の王者をあてはめてみたいとおもう。そしてさらにあの『無染和尚碑』に注目したい。咸通一二(八七一年)秋、和尚が上京して国王に見えた情景を、

先大王冕服、拜為師君、夫人・世子、暨大弟相国・羣公子・公孫、環仰如一

と描写している。先大王とは景文王を指すのであり、夫人・世子とは次妃(文懿王后の妹)⁽¹⁸⁾と太子⁽¹⁹⁾をいふ。今問題としている人物が、「冕服」を着し、「色服」制と無縁ではありえなかった新羅王を指すことに疑問はないが、それが男女を含む或る特定の集団ということになると、こにみえた国王・王妃・太子を中心に、王母・太子妃な

どを加えた程度の集団、いわば国王とその一定範囲内の近親者集団であったと考える余地もある。

興徳王代のこの規定は、ほぼ同代の唐・文宗が降した「衣服・車乘・器用・宮室(舎宅)」に関する詔勅を参酌した上で立案・施行されたものであって、それを通して伝統的な唐律令の強い影響が直接この規定に及んでいた。⁽²⁰⁾ 唐律令において超越的な地位を占め、天下に君臨したのはいうまでもなく唐皇帝、或いはそれに連らる特定の親族集団であった。興徳王代の「色服・車騎・器用・屋舎」制においても、新羅国王及びその親族集団が、真骨男女の上に位置し、超越的存在として君臨するのは、このような諸情勢を考慮すれば、無理なく理解できるであろう。

いま明らかになった骨品制の実態は次のとおりである。九世紀の骨品制は多階層構造をもつ身分体系であるが、こうした一般的構造から超越して存在する王者およびその近親集団の実在を認めなくてはならない、と。九世紀における骨品制の特質は、まさにこの点にある。

ところが骨品制と新羅王者との関係については、この特質に相い容れない理解がこれまでおこなわれてきている。およそ王者は真骨(または聖骨)でなければならず、むしろ真骨(または聖骨)出自であるがゆえに王者たりえたとされてきた。そしてこれに対する疑問は、これまで呈出されたことはない。

しかし今、真骨に包摂されず、むしろ骨品制そのものから超越し、それに君臨する王者が出現したといえる。この骨品制の特質は新羅骨品制全体の視野から、あらためて史的展開に即した位置づけと評価をおこなう必要がある(第七章3)。だがとりあえず、従来の骨品制観をはなれて、骨品制と王者との関係を軸にして骨品制を再検討するという、新しい視角を設定することが可能となったのである。

- 1 『朝鮮金石総覧』上（『朝鮮総督府、一九一九年』五六～六〇頁）。
- 2 『朝鮮金石総覧』上（前掲書、七二～八三頁）。また釈註本として『崔文昌侯全集』（ソウル、成均館大東文化研究院、一九七二年）八九～一二二頁）、『韓国の思想大全集』三（ソウル、同和出版社、一九七二年）三五五～九頁）参照。なお当碑文の撰文年次については、菅野銀八「新羅興寧寺澄暁大師塔碑の撰者に就いて」（『東洋学報』一三二（一九三三年七月）、葛城末治『朝鮮金石攷』（大阪屋号書店、一九三五年）二八二～三頁）。
- 3 『三國史記』卷三三・雜志二の記載形式には、もともと少しく不備があるものの如く、本文に「色服・車騎・器用・屋舎」志とあるに對し、同史目録では「車服・屋舎」志のみあって、省略に従っている。また四項の最初の見出し「色服」二字が本文に欠けているが、「車騎」以下の三項にない、それを補うべきであろう。
- 4 武田幸男「新羅の骨品体制社会」（『歴史学研究』二九九（一九六五年四月））。
- 5 崔致遠撰文『無染和尚碑文』に実例が存する。具体的には後述する（史料〔E₁〕）。
- 6 末松保和「瘞興寺鐘銘」（『新羅史の諸問題』（『東洋文庫、一九五四年』四七七頁））。
- 7 武田「新羅の骨品体制社会」（前掲誌、三頁）。
- 8 李基白「大等考」（『歴史学報』一七・一八合輯（ソウル、一九六二年六月）原載、『新羅政治社会史研究』（ソウル、一潮閣、一九七四年）所収）、同「上大等考」（『歴史学報』一九（ソウル、一九六二年二月）原載、前掲書所収）、田鳳徳「新羅最高官職上大等論」（『法曹協会雑誌』五一・一二・三合併号（ソウル、一九五六年）原載、『韓国法制史研究』（ソウル、ソウル大学校出版部、一九六八年）所収）、井上秀雄「新羅政治体制の変遷過程」（『古代史講座』四（学生社、一九六二年）二〇〇頁）、金哲俊「韓国古代国家発達史」（『韓国文化史大系』I（ソウル、高麗大学校民族文化研究所、一九六四年）五一～八頁）。
- 9 今西竜「新羅眞興王巡狩管境碑考（下）」（『考古学雑誌』一二二（一九三二年七月）原載、『新羅史研究』（近沢書店、一九三三年）四七七頁）。

- 10 今西竜「新羅骨品考」(『新羅史研究』〔近沢書店、一九三三年〕二〇三、二一五頁)。
- 11 『三国遺事』にみえる脱解函叱今のこの出自説話は、別に『三国史記』巻一・脱解尼師今条にも出ているが、「八品姓骨」を始め、骨品制に関する記事をまったく欠く話となっている。
- 12 この「曰」字は後刻の文字であるという。註13参照。
- 13 今西「新羅骨品考」(前掲書、一九九二〇一頁)。
- 14 今西竜「新羅骨品聖而考」(『新羅史研究』〔前掲〕所収)。ただし「聖而」と「聖骨」とが同じであるとする説明は、今もって充分であるとはいえない。
- 15 井上秀雄「新羅の骨品制」(『歴史学研究』三〇四〔一九六五年九月〕原載、『新羅史基礎研究』〔東出版、一九七四年〕所収)。
- 16 史料〔B〕には真骨に対する規制の記述を欠く例が、かなりみうけられる。その大部分の場合は、史料の不備あるいは記述の不完全さによると判断されるが、そのうちで色服の項(男)の内衣(したぎ)は半臂と同例と解すべく、また色服(女)の褙(はだぎ)・襦(はだぎ)・短衣・表衣(うわぎ)・表裳・褌(こしおび)・褌(つけひも)・内裳・帯・襪褌(くつたびのまえかざり)は、次の六頭品のそれがなお否定表現であるから、元来、同じく「禁」字で表現されていたとみて誤りない。
- 17 『唐会要』巻九五・新羅の天寶七(七四八)載条に「遣使、献金・銀及六十綵布・魚牙」とみえる。『冊府元龜』巻九七一・外臣部・朝貢の同年三月条参照。
- 18 景文王妃の文懿王妃は既に卒しているので、その妹の次妃を指すのであろう。『三国史記』巻一一・景文王一〇(八七〇)年五月条参照。
- 19 『三国史記』巻一一・景文王六(八六〇)年正月条参照。
- 20 武田幸男「新羅・興徳王代の色服・車騎・器用・屋舎制——とくに唐制との関連を中心に」(『榎一雄博士還暦記念東洋史論叢』〔山川出版社、一九七五年〕所収予定)。

第三章 八世紀における骨品制の構造

1 中国の骨品史料

八世紀の骨品制は九世紀のそれの直接的な史的前提であり、既述の構造とその特質との関連で、とくに注目されるところである。だがこの世紀に属する関係史料の主要なものは、じつは中国人の手になる記録である。そこで中国に残ったこれらの史料のあり方を調べ、必要な史料批判を行った上で、この章の主題にせまらなくてはならない。

新羅骨品制に関する中国人の知識は、断片的ではあるが、直接・間接の見聞記録によって形成されてきたようだが、中には新羅人の文章をとり入れて後世に伝えた場合もある。『祖堂集』卷一七所収「嵩巖山聖住寺故兩朝国師」の記事がそれである。ほかでもなく兩朝国師は無染和尚その人であり、九世紀末に崔致遠が撰した『聖住寺大明慧和尚白月葆光塔碑（無染和尚碑文）』をほぼそのまま採り、若干文字の出入がある。新羅末の骨品制の様相がこれによってかなり早い時期に中国に伝えられていたのであって、その点は注目しておいてよい。

『祖堂集』二十卷は、泉州招慶寺の静・筠二禅徳の編になり、現存最古の初期禅宗史書といわれ、現存本は高麗・高宗三二（一二四五）年乙巳の分司大藏都監影造本であるが、その撰述は南唐・保大一〇（九五二）年であって、崔致遠撰文のおよそ五十年後の収録である。中国移伝の早さに特色はあるが、本書の流布が稀であったこと、伝えられた記事に註文つまり史料〔E₁〕を欠いたこと、それに対して原文を伝えた碑文自体が現存することなどの点で、骨品

史料としてはとくに珍重すべきところはないといえよう。⁽²⁾

次に挙げるべきものは、少しく溯って唐・馮涓の文章である。唐・大中四年つまり文聖王一二（八五〇）年、新羅の入唐使であった元弘は、新進の名作家として知られた進士馮涓に請い、新羅の鳴鶴樓の重修に際して「撰記」を求めたが、ここで重要なのはその『記』が新羅骨品制にふれた内容であったらしいということである。⁽³⁾ それゆえそれは、興徳王九年の規定後一五年前後ころの骨品制の実態にふれていた可能性があるのであるが、残念なことには今に伝えられずに湮滅した。

馮涓の『記』そのものは滅んだが、その撰文によって、他の重要な骨品関係史料が残されることになった。唐・顧愔『新羅国記』がそれである。この国記の骨品史料などの系統と伝存について精緻な考察を加えた岡田英弘氏の結論によると、その事情は次のとおりである。即ち唐・乾符年間（八七四～九年）に令狐澄は『貞陵遺事』二巻を撰し、それに馮涓の重修鳴鶴樓記を収録した。その際その難解な文字、例えば、「骨品」というような唐の読書人になじみのうすい語句には、さきの『新羅国記』の骨品史料を引用し、注の形で収めたいらしい。やがて北宋末に『新羅国記』が滅んだ後、問題の文字は『貞陵遺事』に残るだけとなった。宋・乾道五年以前の或る時期（一一二七～六九）に『貞陵遺事』の抄略本として書かれた『大中遺事』と、高麗・仁宗二二（一一四五）年に成った金富軾『三國史記』とは、ともに『貞陵遺事』の文字を収録した。南宋末にはその『貞陵遺事』も湮滅したが、元末明初に陶宗儀は『大中遺事』を『（原本）説郛』に編入し、明末に陶珽が『（重輯）説郛』を編輯したときもそれを収めたが、その際に令狐澄を宋人と誤記した（*印は現存するもの）。

従って『新羅国記』の骨品関係記事は、『貞陵遺事』を介して残ったわけであるが、それも具体的には、中国では

『大中遺事』を収めた『「原本」説郛』『「重輯」説郛』卷七四の記事、

〔F₁〕 其国王侯族、謂之第一骨、余貴族、謂之第二骨。

と、他方、朝鮮では直接『貞陵遺事』から引用した『三国史記』卷五・真徳王八年条（原文に『新羅記』とあるのは、実際に『貞陵遺事』の誤り）の記事、

〔F₂〕 其国王族、謂之第一骨、余貴族第二骨。

との、二系の記事が現存するのである。両者に大きな違いはないが、問題とすべきは〔F₁〕の「王侯族」と、〔F₂〕の「王族」との違いである。このうち「侯」字は衍字であり、〔F₂〕が原文に近いとおもう。それはまず、八世紀の新羅に「侯」に該当する実体も、その用例もないのに対し、中国ではその逆であるから、侯字挿入の誤りは中国人の場合が犯しやすい。さらに〔F₂〕に侯字がないことは、それが依拠した『貞陵遺事』にそれがなかったと考えてよいのに対し、〔F₁〕に侯字があることは同じく『貞陵遺事』に基いた『大中遺事』の方にそれがあったからであろう。それゆえ侯字挿入は『大中遺事』の抄略過程で、或いは『説郛』への収録過程で「族」の字形との酷似していることにひかれて犯した衍字にちがいない。〔F₂〕の「王族」の方を『新羅国記』の原文とみなしてよからう。

これが重視されるのは、著者の願愔と、彼の著『新羅国記』とは、ともにその性格が明らかからである。『唐書』⁽⁵⁾卷五八芸文志に、「願愔 新羅国記 一卷」と著録され、その割註に「大曆中、帰崇敬使新羅、愔為従事」とあり、彼の新羅における直接の見聞記が、それに盛りこまれていたはずなのである。弔冊使帰崇敬が新羅に入ったのは、『旧唐書』卷一九九上・新羅伝によると、大曆三年であった。願愔が弔冊副使として新羅の事物に直接ふれたのは、それゆえ同年つまり恵恭王四（七六八）年のことであった。

当時の新羅は新羅史の全体的な展開からみて、全盛期の最中に位置していた。それゆえこの骨品関係記事は同時代史料として貴重であるばかりか、その八世紀中葉すぎという時期は、或る意味で一つの典型期をなすのであって、その点でも重視されてよいのである。

2 『唐書』新羅伝の骨品史料

顧愔『新羅国記』とあわせ、みのがせない中国の骨品史料に『唐書』卷二二〇新羅伝がある。むしろこれが骨品制にふれて、より詳細な記事を残してくれたことは、はなはだ幸いであった。

『新羅国記』と『唐書』との当該記事は密接な関係をもつ。これについては今西氏がつとに、「新唐書新羅伝の風俗記事は其資料二三には止まらざりしなるべきも、其芸文志に挙ぐる顧愔の新羅記は主要なる資料なりしなるべし」と指摘され、ほとんど余すところがない。ただそれ以上の説明を省かれたまま今に至り、ときにはその成立年次の明示されていないことが欠陥とされることもある。そのため記事内容にまで不用な疑問が生じたためにも、その史料的性格があらためて明確にされなくてはならない。

まずその史料系統と、その成立年次を考えるために、本文を検討しよう。

〔G〕（前略）〔1〕八月望日大宴、賚官吏射、〔2〕其建官以親屬為上、其族名第一骨・第二骨、以自別、兄弟女・姑姨・従姉妹、皆聘為妻、王族為第一骨、妻亦其族、生子皆為第一骨、不娶第二骨女、雖妾常為妾媵、官有宰相・

侍中・司農卿・太府令、凡十有七等、第二骨得為之、〔3〕事必与衆議、号為和白（下略）

以上の史料〔G〕で第一に指摘したいのは、〔G₂〕はそれ自体ひとまとまりの内容をもつ、一群の記事であるとい

うことである。即ちそれは、まさに新羅の骨品制に関連する記事にほかならない。文中に官制・婚姻制などの記述もあるが、それは骨品制との関連で書かれただけである。

その前後の記事を調べると、そのことはもっと明瞭にわかる。 $[G_1]$ の宴射の記事は『旧唐書』新羅伝にあるが、その初出は『隋書』同伝にあり、『北史』同伝にもうけつがれてゆく。また $[G_3]$ は、周知の和臼を説明したものであるが、ここではそれ独自の表現を用いているものの、内容からみると既に『隋書』新羅伝に著録され、そのまま『北史』同伝に収録された記事である。即ち $[G_2]$ だけがこの『唐書』によってのみ始めて知られる内容なのである。 $[G_2]$ が独特の内容をもつ一群の記事であることは、以上のことから疑う余地なく知られるであろう。

蔽密にいえば、「官有宰相・侍中・司農卿・大府令、凡十有七等」の五字(圈点)は、一見例外をなすようである。もともとこの部分の記事は、官職と官位とを区別せずにただ「官」という。これは誤解を招きやすいが、「十七等」は明らかに新羅官位(京位)一七等を指す。それならばその制度のことは、この『唐書』を待たず、『隋書』以来、『北史』『旧唐書』や『通典』⁽¹⁰⁾で知られていた。だがそれもここではあくまで骨品制との関連において記述されたのである。その点は $[G_1]$ 、 $[G_3]$ と異なる。 $[G_2]$ はやはり切り離せない一群の記事なのである。

次に第二に指摘したい事実は、 $[G_2]$ は八世紀中頃の事態を直接反映しているということである。先に挙げた官職名「侍中・司農卿・太府令」が、その手がかりを提供する。

侍中についてみると、これは執事省の長官で、真徳王五(六五二)年に置かれ、景德王六(七四七)年に「中侍」から「侍中」に改称されたという。それゆえ侍中改称以後の事態を反映しているとみてよいことになる。

つぎに太府令については、令が真徳王五年に置かれたことをいうのみだが、太府について、景德王代に「太府」と

し、惠恭王代に「調府」に改めたことがわかる。官制の上では景德王代と惠恭王代とは特色ある時期として知られており、景德王一八（七五九）年に従来の新羅風の名称を投げうって唐制を採り、惠恭王二二（七七六）年にはその唐制を改めて故に復したことは、周知のとおりである。太府令の実在した期間は、以上のことから、七五九〜七六〇年の一八年間に限定されてくる。これはさききの侍中の存在期とも矛盾しない。僅か一八年に限定されるこの時期を示すことは重要である。

司農卿の場合には大胆な推測が必要であろう。そのような職名は新羅では知られないからである。そこで出される推測の一つは、司農寺は必ず実在したのであって、それが知られない罪は史料の不備に帰すべきであるというものである。これを前提にして考えると、司字を冠する官衙には或る一定の共通性がある、それが今、重要な意味をもっていると考えられてくる。即ち司某と称する唐風の官衙には司賓府（ほかに倭典・領客典と称した時期もある）、司駟府（乘府）、司位府（位和府）、司勳府（賞賜府）、それに司正府の五官衙があつて、これで全部であるが、注目されるのはこの唐風の名称を用いた時期も景德王代と惠恭王代に限られたことである。ただ例外は司正府であつて、これだけが景德王以前と惠恭王以後とにこの名称をもち、反対に、注目の景德と惠恭王代には「肅正台」と称していた。

一見すると司正府は例外とおもえるが、次のように考えると例外などではない。即ち景德と惠恭王代の官名は唐風を特色とする時期であつたが、この観点からすれば肅正台とはまさしく唐風の官名で、それに対して司正府はむしろ伝統的な名称なのである。従つて司正府は例外ではなく、むしろこれを唐風の司某官衙から除外すべきものである。景德と惠恭王代には唐風の四つの司某官衙が存在したのであつて、これに例外はなかつたということになる。

そこでさききの推定のように司農寺が実在したとすれば、それはまぎれもなく唐風の名称であるから、景德と惠恭王

代つまり七五九～七六六年に限って存在したと断定してよい。

さて、もう一つの推測は、「司農」「寺が」「司賓」「府の誤字にすぎなかったと仮定することである。司賓府は新羅に実在する官衙であること、賓字と農字とは少しく似かよっていて書き誤りやすいことのほかに、それが外国使臣と直接接する職務をもっていたことを挙げることができる。その名称の変遷は、倭典——領客典——司賓府——領客府であつて、文字通りの任務をもつた。婦崇敬らを迎送した新羅官人のうち、司賓府の官人は公的私的に多く接する機会をもつたはずである。そこで願悋と何らかの特別な関係をもち、特別の印象を与えた者がいた故に、司賓府が特記されることになつたのではあるまいか。もしこの推測が成立しうるならば、この司賓卿の実在期は先述の司某官衙の例にもれず、結局先の場合と同じ期間に限定されるのである。

以上、侍中・太府令の場合、さらに司農卿についてありうる推測を加えた場合でも、いずれにしる七五九～七六六年のわずか一八年間に限定された新羅の官制を直接示していることが判明する。そしてこの官制記事は骨品関係史料〔G₂〕の一部を成し、〔G₂〕は全体としてそれ独自の一群の記事なのであるから、その年次はこの一八年間の或る時点に限られてくるのである。

それゆゑ、あの願悋『新羅国記』の記事〔F₂〕と、この『唐書』の記事〔G₂〕との関係は、一層明確になつたわけである。まず両者に共通の特別な用語「第一骨」「第二骨」、それに「王族」などを共用する点に注意したい。つぎに願悋の新羅派遣の年次惠恭王四年は、今指摘した問題の一八年の中に、びたり納まってしまう点である。これらのことが偶然符合したとは考えられまい。必然的な関係が両者間に想定されなくてはならないのである。

だが、両者が全く同一のものであつて〔F₂〕は〔G₂〕の一部にすぎぬと断定すべき確証はなく、また前者の素性が

明白であるのに対し、後者のそれは必ずしも明らかでなく、はるか後代に編纂された(一〇六〇年)ものでもある。このことを考え、ここでは両者の関係を次のように想定しておきたい。

『唐書』編纂に際して用いた骨品史料は、顧愔が惠恭王四(七六八)年当時、新羅で直接見聞した事実を記録したものである。その記録は『新羅国記』か、或いはそれより詳細な同系のもの(例えば報告書の類)の可能性もあろう。いずれにしろその記録内容の詳細さゆえに、『新羅国記』の逸文以上の史料的价值を有するとしてよい。

3 第一骨・第二骨と骨品制

史料〔F₂〕〔G₂〕の「第一骨」「第二骨」は、前者が官位・官職の上位を占める「王族」であり、後者が「余の貴族」つまり王族に次ぐ貴族なのは明らかなることのようにおもえる。八世紀の骨品構造は論議するまでもないようにおもえるのである。だがこれを九世紀の骨品制との関連で考え、またその史料の性格を考えあわせようとすると、しかし簡明ではなくなるようである。

即ち次のような見解が出されているのは、その左証である。つまり『新羅国記』は著者ならびに成立事情も明らかであるにかかわらず、『唐書』の、武田)骨品制の記事には明らかなる誤りがある」と断定され、さらにこれを説明して「骨制は聖・真二骨で聖骨はすでに七世紀中葉に消滅したといわれている。それを⑫(史料〔F₂〕、武田)ではなお存続しているかのように誤解し、観念的に第一骨・第二骨を作り、しかもそれを王族と貴族とにあてはめている。この考えを発展させたものは⑬(史料〔G₂〕、武田)である」と¹²⁾。さきの唐の骨品史料の一般的な信憑性ではなく、ここでは骨品構造の具体的な理解を通じて、その誤解が指摘されているのである。

だがこれに直ちには賛意を表しえない。その第一の理由は、「F₂」と「G₂」との間に「発展」を考えている点である。そこでいわれる発展の具体的内容は不明だが、今指摘したように両者とも同時の状態を反映しているのだから、両者を同列に置いてみるべきであって、その間に「発展」を考えることは当たらないであろう。もっと重要な第二の理由は、第一骨を聖骨、第二骨を真骨に比定し、その上でこの第一・二骨を「観念的に」「作り」あげられた「誤り」とされる点である。確かにこの比定は誤りだが、問題はそれを唐史料自体が犯したのかどうかということである。

史料に明らかかなように、「F₂」「G₂」には聖骨・真骨の用語はまったくない。史料の第一・二骨にこれらを比定したのは、史料自体ではなくて、後人なのである。その最初の人物はおそらく『三国史記』編者その人であった。同書巻五・真徳王末年条に引かれた「F₂」は、あたかも同条に掲げられた王統の骨転換記事

国人謂、始祖赫居世至真徳二十八王、謂之聖骨、自武烈王至末王、謂之真骨。

に對比されているかのように記述されているからである。金富軾はひそかに聖骨を第一骨に比定していたに違いあるまい。それかあらぬか、對比された両記事の構文も酷似している。

だが池内氏が既に指摘したように、そのような擬定は許されまい。¹³⁾ 金氏の思惑とは別に、史料自体に即して、つまり「F₂」「G₂」は八世紀中頃の実態を反映しているという事実¹⁴⁾に即して考えなければならぬ。このことを無視して、まず聖骨實在の時期と伝えられる七世紀中葉以前に溯って比定し、ひるがえって聖骨消滅後の八世紀の現実に照らしてその比定を誤解とするのは、かなり無理な思考というべきではあるまいか。史料不信の理由は全たたくない。

第一骨が聖骨に對比されるわけではないという見方は、いちはやく「第一骨たる真骨」と「第二骨たる得難(六頭品)」とを指摘した今西氏の意見¹⁴⁾でもあった。これに特長的なのは、唐史料は五頭品以下の階層を記述の対象にしなかった

とする点である。この点について池内氏は、第二骨は六〜四頭品を指すと解され、三頭品以下(平人・百姓)は論外とした。両者の違いは「貴族」理解の差によるのであろう。⁽¹⁵⁾

両者間のこのような小異にかかわらず、九世紀で確かめられるような七階層にも及ぶ多層的骨品構造が、そのまま八世紀にも妥当するとみる点では、同じ意見である。それはこれまで承認されてきた考え方でもあった。だがそれが正しいかどうかはあらためて吟味する必要がある。それは井上氏の、六頭品以下の「頭品制については八三四年の(16) (史料〔B〕、武田)より以前の史料に一切その名称がみられない」という指摘で暗示される。

史料上の記載の有無が直ちにその実体の存否を意味するわけではない。だが興徳王九年の風俗規定〔B〕は、既に述べたように唐法の影響があり、しかも九世紀当時における同時代の影響にほかならなかった。⁽¹⁷⁾ それゆえ九世紀の骨品構造を、そのまま八世紀のそれにもちこみ、両者を連続的に理解できるとするのは、今では安易にすぎる方法として批判されなければならないのである。

そこで八世紀のそれについて、同代史料〔F₂〕〔G₂〕に即し、ひとまず次のように理解できよう。真骨一頭品までのおよそ七階層(乃至五階層)の細分化された骨品構造は、八世紀当時にはまだ存在しなかったのであって、ただ第一骨・第二骨より構成される二階層構造をもっていたのである、と。

しかしこれを断案とみなしてしまうのは早計にすぎよう。これまでの見解では、もっと多層的構造をとっていたとするものと、他方では逆に階層的構造はなかったとするものと、大きく二つが対立している現況にある。結論はそれを検討した後でも遅くはない。

4 特進官位と骨品構造

八世紀当時、骨品制が階層構造をとらなかつたというのは井上氏の見解である。既に述べたように、骨制と頭品制とは九世紀において一体化したのだし、その頭品制は九世紀に始めて成立したというのであるから、当時実在したのは骨制のみであつたことにならう。しかもその骨制は真骨だけを意味するものと解されているようであつた。それに積極的には八世紀初期が骨の下限を明確にしたという意味での「骨制度の確立」期と規定されるのである。それでこの構造論を検討するために、今しばらく骨制確立は八世紀初期であるというこの年代観を手がかりにして考えてみよう。

その年代観は「特進官位」の登場の年次によって支えられていることに注目したい。『三国史記』卷三八・職官上によると、一七等の官位名とその序列を記している。

〔H〕 儒理王九年、置十七等、一曰伊伐滄、二曰伊尺滄、三曰逆滄、四曰波珍滄、五曰大阿滄、從此至伊伐滄、唯真骨受之、他宗則否、六曰阿滄、自重阿滄至四重阿滄、七曰一吉滄、八曰沙滄、九曰級伐滄、十曰大奈麻、自重奈麻至九重奈麻、十一曰奈麻、自重奈麻至七重奈麻、十二曰大舍、十三曰舍知、十四曰吉士、十五曰大鳥、十六曰小鳥、十七曰造位。(割注は全略)

この中にみえる「某重+官位」の形をとるのが特進官位であつて、具体的には四重〜重までの特別に進級の途が認められた⑥阿滄、九重〜重までの特進が許される⑩大奈麻、七重〜重までの⑭奈麻、これら三官位に限って認められる。この特進官位と骨品制との密接な関係を指摘されたのは、末松氏の功績である。今、阿滄位について例示すれば、

〔H〕の⑤大阿湊の下に「此れ従り①伊伐湊に至るまで、唯だ真骨のみ之を受け、他宗は則はち否らず」とあり、⑥阿湊以上の官位をもちえず、真骨ならざる人物の存在を指摘し、それを裏書きするのが特進阿湊位であるといふのである。⁽¹⁹⁾その実例の初見が、慶州『甘山寺弥勒菩薩造像記』の「重阿湊、金志誠」、年次は「開元七（七一九）年」であることをいうのは容易である。⁽²⁰⁾井上氏は以上の成果の上に、骨制の確立期を八世紀初めとしたのであった。

だが骨制度の確立という実質的な内容、またその時期を八世紀初期と限定してしまうことについては、改めて吟味を要するとおもふ。第一にまず時期の問題であるが、特進阿湊位の初見が八世紀初期であるとみえることは、今のところ妥当である。先に指摘した開元七年例よりもっと溯る実例、即ち『続日本紀』卷六・和銅七（七二四）年十一月乙未の「重阿湊、金元静」を見出したが、これも先に指摘した時期を越えるものではない。⁽²¹⁾

ところで疑問なのは、指摘された年次は記録されたときのそれにすぎず、これが特進阿湊位そのものの創置年次と同時であるという根拠はない点である。金元静は日本に使遣されたときに重阿湊であったというだけであり、金志誠（金志全）は造像時がたまたま七一九年であったというにすぎない。後者の生年は真徳六（六五二）年に溯るほどである。⁽²²⁾特進官位の創置が七世紀に溯らないとは決して断定できまい。

たとえ特進阿湊位の創置を八世紀初期と仮定しても、その創置年次がそのまま所謂骨制の確立時とは考え難い。偶然の機会に特進阿湊位が記録されたその年次は、特進位の創設と同時とみるより、その後であると考えなくてはなるまい。また骨制の確立時は特進位の創置と同時でもよいが、はるかに以前のこととみてもよい。さきに示しておいた七一四年という年次は、百歩ゆづっても、たかだか骨制の確立の下限を意味するにすぎない。

ところで第二に、いうところの「骨制の確立」の具体的内容が問われなければならない。周知のように骨の成立は、

聖・真兩骨の別を問わず、七世紀中頃を降らぬことは、井上氏を含めて誰にも異論のないところである。さてそれならば、七世紀以前の「成立」のほかに、重ねて八世紀の第二次的な「確立」を措定する意図が問われなくてはなるまい。おそらく骨の下限が明確になった点が、以前と異なる点として挙げられるのであろう。それならば下限が明確でなかった七世紀以前の骨の成立とは一体何であったかが問題となる。そのようなことはそもそも問題となり難いとおもう。

同様の理解は、例えば『三國史記』卷四〇・職官下の記事

〔I〕 將軍、共三十六人、(中略)位自真骨上堂至上臣為之、綠衿幢二人、(中略)位自真骨級滄至角干為之。大官大監、真興王十年置、(中略)真骨、位自舍知至阿滄為之、次品、自奈麻至四重阿滄為之。

についてもいえる。ここにみえる「真骨」から「次品」を峻別するのは正しい。まさしく「この時期には未だ六頭品以下の名称がなかったと推定され、王族以外の貴族で有力者を次品と呼んだらしい」⁽²³⁾からである。それゆえ真骨の下位に次品が序列づけられるのである。この明確な上下の序列は当然骨品制の階層構造に即し、その内部の階層的性格において理解されなくてはならない。ところがそこで実際に問題にされるのが骨制だけなのである。「骨」のみをとりあげ、あえて「品」を無視し、骨品制の考察から除外されなければならない理由がわからない。

このようにみてくると、八世紀骨制確立説のよって立つ根拠とその内容が、必ずしも充分であるとはいえないようである。それゆえ、それとの不可分の関係をもって主張される八世紀の骨品構造論も再考の余地があるといえる。

ところで骨品二階層説にあきたらず、前説とは反対に、もっと多層的構造を考えるべしとする見解がありうる。その主たる理由もまた、特進官位の解釈にかかわっている。先に〔H〕の特進阿滄位については詳述したが、他に⑩大奈麻、⑪奈麻にも特進の途があった。ところが特進大奈麻位については、それは史料の誤記による特進位であって、

現実には存在しなかったとの解釈がある。確かにそれには誤記が混入しており、それゆえに確かに断定できないが、なお単なる史料の不備にとどまるものであって、必ずしも否定するほどではないのかもしれない。⁽²⁴⁾

しかしいずれにせよ明白なのは、少くとも⑥阿滄と⑩奈麻とに特進官位を認めてよいことである。このことは官位保有集団が三階層に区分されることを意味するわけであるが、官位と骨品との階層的対応関係に即して考えると、(一)

⑤大阿滄以上は真骨に該当し、以下順次⑥阿滄⑩大奈麻、(二)⑩奈麻以下となる。これを周知の唐史料と対応させると、(一)真骨は第一骨に当り、(二)は第三骨となる。ただ(三)階層はその名称を唐史料にみい出せない点が注意される。

当時まだ頭品の表現がないので、唐史料の表現法を重んじれば、それは「第三骨」といってもよからう。もしこの上⑩大奈麻に特進官位があったと仮定すると、全体で四階層、いわば「第四骨」の実在をも想定できるであろう。

気になるのは史料〔H〕の年次が不定であることだが、少くとも九世紀に限定されるべきものではない。既述のように⑧沙滄の特進官位が〔H〕にみえぬことは、それが九世紀の状態を全面的には反映していないことを意味する。

それゆえ特進阿滄・特進奈麻などの創出は、正確にはむしろ九世紀初期以前に限定されるとみてよからう。大ざっぱには八世紀には実在したといって大過なく、その実体がそれよりさらに溯る可能性もあることは、特進阿滄の場合と同様である。

以上の特進官位のあり方を手がかりに進めた論証によって、骨品構造は階層的構造をとり、それも第一骨・第二骨相当のほか、少くとももう一階層、全体では三階層に及ぶべきことを想定できたのである。

そこで最後に問題となるのは、九世紀骨品制の特質との関連性である。唐史料〔F₂〕〔G₂〕にいう第一骨、即ち「其の国の王族、之を第一骨と謂ふ」(『新羅國記』)、「王族は第一骨為り、妻も亦た其の族なり、生子は皆な第一骨為り」

〔唐書〕という場合の第一骨に、国王が含まれるかどうかである。蔽密には何ともいいようがない。だが文中の「王族」が国王を除外している必要はないこと、八世紀の骨品制が九世紀にそのまま継受されたのではないこと、さらに八世紀の骨品制は七世紀以前のそれと連続的に理解できる（第四・五章）のであれば、従来のように国王を含めた「王族」と考えるのが自然である。九世紀のあの構造的性質は八世紀以前には溯らぬと理解してよいのである。

- 1 関泳珪「景印堂集引」〔暁城趙明基博士華甲記念仏教史学論叢〕附録〔ソウル、同論叢刊行委員会、一九六五年〕、柳田聖山「祖堂集影印序」〔『祖堂集』〔中文出版社、一九七二年〕〕。
- 2 崔致遠『無染和尚碑文』自体は、この『祖堂集』以外には、清・陸心源輯『唐文拾遺』巻四四に収められ、中国で後まで伝えられた。ただしその文章には一部混乱があるので留意する必要がある。
- 3 岡田英弘「新羅国記と大中遺事について」〔朝鮮学報〕二（一九五一年一〇月）一一五～七頁。
- 4 岡田「新羅国記と大中遺事について」〔前掲誌〕。
- 5 『唐書』巻二二〇新羅伝参照。
- 6 今西龍「新羅骨品考」〔『新羅史研究』〔近沢書店、一九三三年〕一九八頁〕。
- 7 井上秀雄「新羅の骨品制度」〔歴史学研究〕三〇四（一九六五年九月）原載、『新羅史基礎研究』〔東出版、一九七四年〕三〇二頁。
- 8 『隋書』に「至八月十五日、設染令官人射、賚以馬布」、『北史』はこれをそのまま受け、『旧唐書』には「重八月十五日、設染飲宴、賚群臣射其庭」とある（みな新羅伝）。
- 9 『隋書』に「其有大事、則聚群官、詳議而定之」とあり、ほとんど同文が『北史』にみえる（新羅伝）。
- 10 『通典』巻一八五・边防一・東夷上の新羅条に官位の㊸奈摩を脱し、「官有十六等」と記す。誤解である。

- 11 『旧唐書』卷四四職官志の御史台条によると、「光宅元年、分台為左右、号曰左右肅政台、(中略)神電、復為左右御史台」とみえる。正・政は音通。
- 12 井上「新骨の骨品制度」(前掲書、三〇三頁)。
- 13 池内宏「新羅の骨品制と王統」(『東洋學報』二八―三〔一九四一年八月〕原載、『滿鮮史研究』上世編第二册〔吉川弘文館、一九六〇年〕五六六―七頁)。
- 14 今西「新羅骨品考」(前掲書、二二二頁、二二五頁)。
- 15 池内「新羅の骨品制と王統」(前掲書、五六八頁)。
- 16 井上「新羅の骨品制度」(前掲書、三二二頁)。
- 17 武田幸男「新羅・興徳王代の色服・車騎・器用・屋舎制」(『榎一雄博士還曆記念東洋史論叢』〔山川出版社、一九七五年〕所収予定)。
- 18 井上「新羅の骨品制度」(前掲書三二六頁)。
- 19 末松保和「梁書新羅伝考」(『青丘學叢』二五〔一九三六年八月〕原載、『新羅史の諸問題』〔東洋文庫、一九五四年〕四〇五―八頁)。
- 20 武田幸男「新羅の骨品体制社会」(『歴史学研究』二九九〔一九六五年四月〕三頁)。
- 21 特進阿漥位の实例は次のとおり。七一四年「重阿漥金元静」(『続日本紀』)七一九年「重阿漥金志誠」(『甘山寺弥勒菩薩造像記』)七二〇年「重阿漥金志全」(『甘山寺阿弥陀造像記』)七八二年以後「四重阿漥」「重阿漥」(『三国史記』職官志)七九一年「三重阿漥金言」(『三国史記』新羅紀)八七二年「重阿千堅其」(『皇竜寺刹柱本記』)八七二年「重阿千金堅其」(同上)九〇八年「重阿察」(『孤雲先生文集』)九二〇年「重阿餐權信」(『高麗史』)。*印は註(20)所掲論文にて既に挙げた例。
- 22 末松保和「甘山寺弥勒尊像及び阿弥陀仏の火光後記」(『新羅史の諸問題』〔前掲〕四五四頁)。

- 23 井上「新羅の骨品制度」(前掲書、三一六頁)。なお「次品」の用語自体は頭品制の成立後、つまり九世紀以後のものであって、八世紀当時のものではないとおもう。
- 24 末松「梁書新羅伝考」(前掲書、四〇六～七頁)。
- 25 武田「新羅の骨品体制社会」(前掲誌、三～四頁註7・8)。
- 26 武田「新羅の骨品体制社会」(前掲誌、三～四頁)。

第四章 七世紀における王統の骨転換

1 聖骨実在説の系譜

七世紀における骨品制の中心課題は、やはり王統における骨の転換、即ち聖骨の王統が第二八代(以下、王の代数を(8)の如く表示する)真徳王を最後に消滅し、(9)武烈王以後は真骨の王統が登場したこと、つまりは聖骨から真骨への転換したことの、その実態と意義を探ることにある。新羅王統の血統を追跡すれば、系譜の上では連続として連結して、真徳王と武烈王の間に明確な転換のあとを誰でも理解できる程度には指摘できなかつた。それゆえかえってその解釈に多くの研究者の努力が注がれてきて、一見、これが新羅骨品制研究の中心課題とみなされるほどであった。多くの解釈はみな創見にみちたものであるが、学説史的にみて最も注意すべきは、やはり今西氏の意見であろう。一つには、聖骨王統とされる中古(8)法興王(9)真徳王)の系譜血統を調査した結果、(25)「真智王(26)武烈王の祖父、武田)

妃の父が起烏公にして葛文王の称号を有せざるによれば、或は母系に關係あるべきか」とされた。二つには、それは別に、「真骨の諸人はみな真徳以前の諸王より出でたるを以て、諸王を聖骨と尊稱せるにて、聖骨とは其実際に於ては存在せざりし物に非ざるか」ともされた⁽¹⁾。相容れない二つの解答を用意したのである。前者を母系説、後者を追尊説ということにするが、また大局的な観点から前者を聖骨實在説、後者を非在説と呼んでもよい。

ところが当の今西氏は、結論としては「現在の調査程度に於ては、何らかの事由ありて武烈が真骨たりしと解釈するの外なし⁽²⁾」とし、慎重にも断定をさしひかえ、問題を後に托したのであった。それにもかかわらずこれを最も注意すべき見解と評したのは、この實在母系説と非在追尊説とは、ほぼこのまま後の研究者にうけつがれ、大きな影響を与えてきているからである。

まず實在母系説は、始めの慎重な形から、次第に断定的に主張されるようになって⁽³⁾いるが、これにはもともと次のような二つの難点があった。血統をたどって「起烏公」に到達しながら、その出自・血統を明白な論拠をもって確定することが不可能であるため、結局推定にとどまらざるをえない。また何故起烏公のみに焦点を集めるべきか、その理由が説明されたことがない。この二点である。後者についていえば、起烏公の条件つまり王妃の父であること、かつ葛文王の称号をもたぬことは、これ以外に法興王・真興王・真平王の妃父の場合も指摘できるのである。

ところで實在説でも独自の解釈が出るようになり、それにはまず末松氏の配偶説とでもいうべき解釈がある。武烈王の結婚譚を中心にした新羅王系と加羅王系との接近に注目し、「従来固く守られてきた族内婚的制度が揚棄されて族外婚的制度に進展した」結果、骨転換については「聖骨にあらずとして否定せられていた彼（武烈王、武田）の身分が、真骨として肯定されたことを意味する」と説かれる⁽⁴⁾。これにはあくまで「生れの問題」であると⁽⁴⁾する立場から、

「結婚の相手が下位カースト（真骨、武田）の故に、男子のカースト（聖骨、武田）が下位に降る」ことは他に類例がないとの批判が出て⁽⁵⁾いる。確かにきくべき論議であるが、ここではこの配偶説が純粹な生物学的血統観をはなれ、一定の社会的基盤の上で政治的背景をも考慮しようとするところに、むしろ注目しておきたい点がある。

ところで井上氏が唱えられる实在説はもう一つの類型をなす。政治的情勢をきわめて重視する見方であるから、しばらくこれを政情説とよんでおこう。その内容はかなり難解で、意図するところを正確に理解できるか不安であるが、聖骨については、「王者の尊嚴はすでに六世紀前半、对中国外交の中で制度化され、それが異種族支配の形式的なスローガンとされてきた。それがここでは逆に服属貴族によって利用され、門閥貴族よりも一段高い血統として聖骨が作られたものではないかと思われる。（中略）それ以前には骨制は一つであったものを、聖・真二骨に分け、門閥貴族との身分序列を明確にすることによって、門閥貴族の社会的地位を下げようとしたものかと思われる」と述⁽⁶⁾べられる。ここでは真骨の出現のみならず、聖骨の出現も問題とされており、明言を欠くものの、文章の脈絡から推察して、それは善徳王一六（六四七）年毗曇の乱を画期とするものとおも⁽⁷⁾われる。それゆえ聖骨の实在期は28真徳王一代（六四七〜五四年）限り、わずか八年間だけのものということになる。

この政情説はこれまでにない大胆な仮説であるが、それが説得力をもつためには、少くとも次の点を説明することが要求されるであろう。第一に、聖骨の造作・発生を六四七年頃と考えなくてはならない直接の根拠は一体何であるかという点。管見の限り、それを直指する、或いは直指すると解してもよい史料は記憶にない。政治情勢から説かれる大勢論自体はそれなりに許容されるとしても、その時点において、かつほかでもない聖骨の発生という特殊具体的な形態をとらなくてはならない理由が納得できないのである。第二に、聖骨造作の目的・理由がもうひとつふにおち

ない点。特定の政治的意図で聖骨造作を主導した金春秋等自らが、聖骨よりも下位の真骨にとどまった理由、造作したその聖骨を僅か八年後に春秋即ち武烈王が自ら消滅させてしまった理由、或いはその消滅を坐視した理由が納得できかねる。それゆえ聖骨造作の目的にも理解がとどかぬのである。第三には中古における(勿)善徳以前の諸王が聖骨でなかったとすべき根拠、さらに第四にはこの政情説に矛盾する先行学説に対する批判点の欠如など、関連した事柄についても明らかにすべきであろう。この政情説はまったく漸新・大胆な実在説であるから、以上の疑点を一掃した今後の展開を期待しておきたい。

2 骨転換史料と聖骨非在説

母系説・配偶説・政情説はともに実在説でもあるが、次のような骨転換に関係する一群の史料に対しては、ほぼ共通して高い評価を与える。骨転換史料には、周知のように、

〔J〕 国人謂、始祖赫居世、至真徳二十八王、謂之聖骨、自武烈至末王、謂之真骨。(『三国史記』卷五・真徳王八年条)

〔K〕 從此至真徳為聖骨。(同書卷二九・年表上、始祖朴赫居世居西干即位元年条)

〔L〕 從此已下真骨。(同書卷三一・年表下、太宗正即位元年条)

〔M〕 已上古・聖骨、已下古・真骨。(『三国遺事』卷一・王曆第二十八真徳女王条)

などがあり、いずれも史実性を示すものとされてきた。しかしこの通説はもうどうにも動かし難いものなのであろうか。そうとばかりおもえぬふしがある。

そもそも聖骨王統の始まりについて、『三国史記』〔J〕〔K〕の(1)始祖赫居世説に対し、『三国遺事』では(2)法興王

説が対立し、一致しない。後代において異なる意見があったからであらう。

それに史料〔J〕〔M〕はみな、すこぶる類型的表現をもつ。比較的長文の〔J〕も、続いて引用される『新羅国記〕〔F₂〕の構文に似せて書かれたもので、とうてい七世紀中葉の同時代史料とは認められないものばかりである。のみならず、〔J〕の「国人」は、「末王」つまり⁽⁶⁾敬順王を指す文言からみて、高麗初期の人か、その直前の人のこととでなくてはならず、はるか後代の文章であることは確かだ、遅ければ『史記』『遺事』の編者の手になるともよいくらいである。聖骨に關係する骨轉換史料は確かに七世紀中葉の史実を伝えているはずだとする通説には、安易に従うわけにはゆかなくなる。

これを「聖骨」表現の時期から考えてみよう。明らかなのは前掲の骨轉換史料を除き、それ以外の史料にみえる聖骨という文字は、九世紀末期を溯らない。八九七〇八年の『無染和尚碑』の、あの周知の註〔E〕にみえる「聖而」が、じつは聖骨關係の初見の文字なのである。今西氏はこの用字法を「不審なり」とされ、その後自ら「新羅骨品『聖而』考」(未定稿)⁽⁸⁾を草してその謎の解明にいどまれたが、ついに鉄案を得られぬまま、これまで他に新解釈も出していない現状にある。

ところで従来あまり注意せられていないが、同碑銘詞に「海東金上人、本枝根聖骨」とある。これは和尚が「金氏」、「武烈王八世孫」に当り、「聖骨」に根づくというのである。この聖骨が仏家の血統を尊重して云われたものか、或いは武烈王または武烈王の祖上の血統を骨品制の観点から述べたものかさだかでない。当然後者の可能性も残り、果してそうならば、これが聖骨初出の文字になるのである。

また別に、『高麗史』高麗世系にみえる「聖骨將軍」の話がある。これは毅宗代(一一四七~七〇年)の金寬毅『編年

『通録』に載ったものだが、元来は著者不詳の『編年通載』、或いはそれを継ぐ睿宗一一(一一一六)年編の洪灌『編年通載統篇』所載の話という。それゆえ遅くとも一二世紀初頭には、確かに聖骨の文字はあったことなる。⁽⁹⁾遅ければ一二世紀初、早ければ九世紀末が、今わかる聖骨なる表現の上限である。これを骨転換の七世紀中葉以前にまで溯らせることは無理であるから、先の転換史料をそのまま史実と認めることは、危険の上もないといえよう。

だがもう一つの転換史料、即ち『遺事』巻一・王曆の第二十七善徳女王条の

〔N〕 聖骨男尺、故女王立。

は、前掲の転換史料の類型的な表現とは異なる点で、改めて検討するに価しよう。まず史料〔N〕は「信じがたい」という、池内氏の批判⁽¹⁰⁾をみすごせない。その理由に、真徳王〔聖骨、武田記、以下同じ〕即位当時に彼女の父の国飯〔聖骨のはず〕が生存していたであろうこと、善徳王〔聖骨〕即位当時に真智王〔聖骨〕の子の竜春〔聖骨のはず〕が生存していたことを挙げる。だがこれには説得力が少い。前者は推定にすぎぬし、後者では竜春が聖骨か真骨かがまさに問題そのものであるからである。

だがその「信じがたい」点を改めて指摘できるのではあるまいか。第一に、「聖骨」なる表現は後世のものである。第二に、類型的史料と異なる表現のようにもみえるが、所詮は史料〔M〕の前提的記事であり、その限りでやはり〔J〕〔M〕と一連の記事で、後代の文章とみられる。第三に、『遺事』王曆に挿入された説明的記述は後代のもので、その内容もにわかには信じがたいところがある。中古諸王条の説明的記述には、史料〔M〕〔N〕のほかに「冊府元龜云、姓寡名秦」と、「諡始乎此」との二句がある。前者は『冊府元龜』巻九六外臣部四一鞆訳の普通二年条の記事の挿入であるから後代の説明であり、後者は『遺事』編者の説明で、それもじつは誤った意見なのであった(本章3)。第

四に、「聖骨の男子が尽きたために女王が立った」という説明は必ずしも善徳王即位当時に必要な弁解であったとは思えない。『史記』の方にそのような弁解を欠くのは、周知のとおりである。

骨転換史料は一連の内容をもち、同時代史料として扱えず、不確かな内容もあるらしい。これを今ここで「後世の史家の想像説に過ぎない」と論断するのは早計であらうが、少くとも史料のいうままに無批判に従うべきでないことは明らかである。聖骨実在説の基礎は案外脆弱なのであって、それゆえ聖骨非在説は新たな角度から注視されてよいとおもう。

3 聖骨追尊説の吟味

聖骨非在説もつとに今西氏の指摘したところであった。そもそも聖・真「両骨の区別を生ずる限界は全く不明」であり、⁽¹²⁾それゆえ聖骨は実際に存在せず、それは真徳王以前の諸王を尊称したものではなかったかという着想なのであるが、今西氏は慎重にも断定をさしひかえた。この構想に沿って「所謂聖骨は、上代の真骨に対する後世の追称に他ならぬとすべきである」と明言したのは池内氏である。⁽¹³⁾聖骨とは後世の追称・尊称にほかならぬとするこの見解を、ここでは追尊説と呼んでおこう。

王統に骨の転換があったとはいえ、⁽¹⁰⁾真徳王以前と⁽¹¹⁾武烈王以後との間には、れっきとした血統上の連絡があり、聖・真両骨とも王者の骨であって、その間に格別なる実際上の区別がないという点では、大方の認識は一致しているといえよう。追尊説の批判者である末松氏も、「王族の骨品としての聖骨と真骨とは結局同じものであって、其の間に階級上の相違があったものではなからうとされることに於ては、一応賛同し得るものである」⁽¹⁴⁾と評されたとおりで

ある。

そこで聖骨関係史料は同時代料ではなく、無批判にそれを史実とみることが許されなくなった今、この両骨の同質性ということに留意して、聖骨は実在していたのではなく、後代の或る時期に追尊したものであると想定しておきたい。結論的には非在追尊説に加担するのである。

両骨の同質性ととも、その相違性の明白な側面もある。第一に、「時代の前後」⁽¹⁵⁾、即ち②真徳以前は聖骨、②武烈以後は真骨であること。第二は真骨と聖骨とは称せられる対象に違いのあることである。後の点は従来注目されていないので、少しく説明を要するであろう。

真骨は王族という血族集団の成員が属する骨を意味したことはいうまでもない。これに対して聖骨の方も、普通には王族のそれと考えられているが、注意を要する点は、その確証がないことである。史料「J~N」つまり聖骨史料をすべて想起されたい。具体的に聖骨であるとされるのは、個人を直指するか否かを問わず、すべて国王を指すのであって、その逆に国王でない聖骨の者を史料上に指摘しなければならぬ場合はひとつもない。即ち史料に即している、聖骨とは国王個人をいうのに対し、真骨とは国王をも含む王族をいう。ここに大きな違いがある。

この二つの違いは統一的に理解できる。即ち王族の骨品として実在した真骨に対して、聖骨は真骨と同列に実在したのではなく、②太宗武烈王以後の或る時期に、②真徳王以前の王者に限って聖骨を追尊したのである。それゆえ両骨の同質性については勿論、その相違性に注目しても、いずれにせよ聖骨非在追尊説に矛盾してくるようなことはないのであり、むしろこもごもあいまって追尊説を支持するものと理解できる。

ひるがえってこの追尊説に対する批判に耳を傾けてみよう。学説史的にみると、その際追尊説を主張した池内氏の

主張が一つの前提となる。即ち「新羅人が上代の諸王の骨品に聖骨の称を与へたのは、恐らく真聖女王の前に距ると遠からざる時代であつて、其の名称は支那思想の影響に依り、古代の王者を聖王として崇尊する觀念より生じたものであらう⁽¹⁶⁾」と。

末松氏のこれに対する批判の第一は、「聖骨なる呼称が、決定的に追称・崇尊の觀念をあらわすものとは言ひ難い」という点にある。なるほどそのとおりであるが、逆の場合がないともいえないであらう。しかし第二に「追尊の思想の、新羅に於ける成立時期が、真聖女王⁽¹⁷⁾を前に距ること遠からざる時代であるといふことを証拠立てることも不可能である」とされ、第三に「始祖から真徳王までを上代として「つまり聖骨の王統の時代として、武田」区切つたことの所以を立証せぬ限り、根底薄弱といはねばならぬ」と指摘された⁽¹⁸⁾点はみのがせない。この二点の立証は容易でなく、その限りで追尊説を根底薄弱と評されるならば、それはいたしかたない。

だがその点は、なお追究の余地がありそうである。まず問題としたのは、追尊思想の成立期である。新羅史で追尊思想が具体的にあらわれる主な場合は、(イ)葛文王号、(ロ)追封大王号、(ハ)諡号などであるから、これらについて順次検討してみよう。まず(イ)葛文王号は、新羅中古の(四)『真興王昌寧碑』(五六一年)にみえるのが初見例であるが、問題は例えば『三国史記』卷一・逸聖尼師今一五年条の註「新羅、王を追封するに皆な葛文王を称す」にみえるような解釈、即ち葛文王⁽¹⁹⁾追封号をそのまま認めてよいかどうかである。周知のように李瀛『星湖僊説類選』(卷九下)より以下、追封説を採るのが大勢であつた。ところが今西氏はこれを疑い、上古では生時の号であつたものが、中古では死後の号としても用いられたと考へ、これを再検討した末松氏も中古の葛文王についてはこれに賛同したのである。⁽²⁰⁾七世紀中葉以前の中古の葛文王については、これを一般的に追尊号とのみ断定するわけにはゆかないようである。だが『三

『国遺事』卷一・王曆の太宗武烈王条にいう「文興葛文王」、つまり武烈王の父の竜春についてだけは追尊号と断定できざる。このことは重要である。追尊号として確実に指摘できる葛文王は、武烈王元年（六五四）を上限とするのである。さらに注目されるのは、『三国史記』卷五・太宗武烈王元年四月条に「王考を追封して文興大王と為す」とあるように、同一人物が文興大王を追封された事実である。この(1)追封大王号はこの例を始めとし、中古の葛文王号に替って下代に盛行するのである。(21)即ち竜春は追封葛文王号をもつ最後の人物であるとみられるとともに、追封大王号を与えられた最初の人物でもあり、その意味で両者の中間に立つ特異な地位を占める。

最後に(1)諡号であるが、これも「武烈」に始まることは明らかである。『三国史記』卷四・智証王一四年七月条に「王薨す、諡は智証と曰ふ、新羅の諡法は此に始まる」とあり、また『遺事』卷一・王曆の智哲老王条にも同旨の記事がみえ、一見疑問の余地はないようだが、他方同書の法興王条にも「法興は諡なり、諡は此に始まる」と異説を掲げる。だがこれらの説明はすべて誤りであることは、既に『北齊書』卷七・河清四（五六五）年二月甲寅条に「新羅国王金真興」がみえるのを始めとし、『真興王曆雲嶺碑』（五六八年）・『真興王北漢山碑』（？）に「真興、太王」の文字を直書し、以下の真平・善徳・真徳諸王、それに最近では法興王についても確認できるようにになった（第七章2）ことで判る。それらはみな生存中の名で、死後におくられる諡号などではありえぬのである。いわゆる諡号は金春秋に(22)武烈を諡した時が最初であった。以上、追尊号について検討してみた結果、意外にも一定の結論を指向している。即ち追尊号としての葛文王は一般的にはなかったようで、その後身としての追封太王号、それに諡号は、ともに武烈王を境として出現するのである。それならば問題の追尊思想の成立期は、(23)武烈王代とみるのが至当であろう。

次の問題は聖骨を(24)真徳王で区切った積極的な理由である。(25)武烈王から新時代が始まるとする理由は、一般的に

容易に理解できることであるのに対し、これは難問である。だがその解決のいとぐちは史料「N」に求めることができるとおもう。この史料は七世紀中頃の史料そのものではなく、後代の説明的記事にほかならないが、それで一体何を説明・弁解しようとしたのであろうか。「N」は「聖骨の男子が尽きた」ことを女王の出現条件とみなしているからには、それはひとり^⑧善徳女王、ただでなく、^⑨真徳女王にもかかる説明でなければならぬ。即ち説明さるべきは両女王を一体とした「女王統治」の存在であった。²² さきの真徳王切上げの積極的な理由は、真徳王の死を通じてもたらされた女王統治の終焉にある。

それゆえ真相は、「N」の説明とは逆に、女王統治の正当性を説明・主張する何らかの必要が生じ、その事情を背景にして真徳王以前の諸王に溯って聖骨追尊のことが実行された、こうしたあたりにはあるのではなからうか。既に指摘した『史記』と『遺事』との間にみられる聖骨王統の始期に関する相違、即ち前者の(1)赫居世説に対し、後者の^⑩法興王説の相違は、二者択一の問題ではなく、追尊された聖骨王をどの王代にまで溯らせるかという態度、もともと二次的派生的なこの問題に対する態度の違いにすぎない。それゆえ始期の相違よりも、女王統治の終焉つまり^⑪真徳王を終期とするという両書の一致点にこそ、積極的な意義があるのである。

追尊説に対する批判を通じて吟味しても、非在説の論拠が成り立たないわけではないことが、明らかにされたとおもう。

4 聖骨追尊の理由と時期

さてそれならば、女王を聖骨として追尊した何らかの事情、即ち女王統治の正当性を特別に説明・主張しなくては

ならなかった理由、およびその時期はどうであったか。この解答を限定的に引き出すことは、今のところ無理のようである。あえていえば、二つの異なる理由と、それぞれに対応する二つの時期を指摘できるだけである。

その一つは、真徳王薨去の後、さほど遠く距らない時期、おそらく(9)武烈王代、せいぜい(10)文武王代あたりに想定してよからう。七世紀前半の後期の頃、新羅は深刻な危機にみまわれたが、それはその女王統治と直接関連があった。『唐書』卷二二〇高麗伝にそれが記録されている。

新羅遣使者、上書曰「高麗・百濟聯和、將見討、謹婦命天子」、帝問「若何而免」、使者曰「計窮矣、惟陛下哀憐」、帝曰「我以偏兵率契丹・靺鞨入遼東、而国紓一歲、一策也、我以絳袍丹幟數千賜而国、至建以陳、二国見謂我師至、必走、二策也、百濟恃海、不修戎械、我以舟師數万襲之、而国汝君、故為鄰侮、我以宗室主而国、待安則自守、三策也、使者計孰取」、使者不能對。

高句麗・百濟の新羅侵略に対抗する唐・太宗の第三策が、即ち問題の記事である。ただこれについては、(1)「而国汝君」の意味が明らかでなく、(2)文脈の前後関係において、百濟への侵攻と、唐宗室による新羅支配との関係がつかめず、(3)年月が不明である。これらの疑点は『冊府元龜』卷九九一外臣部三六備禦四の次の記事で水解する。

(4)貞觀十七年(中略)九月庚辰、(中略)帝曰「(中略)百濟国負海之險、不修兵械、男女分雜、好相宴聚、我以百十數船、載以甲卒、衝枚汎海、直襲其地、(5)爾国以婦人為主、為隣国輕侮、失主延寇、靡歲休寧、我遣一宗枝、以為爾国主、而自不可独住、当遣兵營護、侍爾国安、任爾自守、(6)此為四策、爾宜思之、將從何事」、(下略)

まず(1)「而国汝君」とは殿本『唐書』に従って女字とすべきで、「而(なんじ)の国は女の君なり」とよむのがよい。そうすると(2)百濟侵攻策と唐人支配策との関係は、少しく漠然すぎる感は残るが、相互に関連する一連の作戦という

ことになる。ただ「此為四策」とあるところからすれば、元来、唐人支配策が第四策で、第三策は百濟侵攻策を指していたのかもしれない。そしてこれらの年次は(イ)貞觀一七(六四三)年九月のことであった。

当時の唐の対新羅認識はここにみえるとおりであって、新羅が直面する政治危機は、少くともその一半は女王統治に由来するものであるというのであった。しかもそれはどうやら「隣国」、即ち少くとも高句麗・百濟の認識でもあったらしい。太宗に直問されて返答に窮した新羅使者の心中は、察せられなくもない。

この危機は直ちに国内政治に反映し、異常な叱曇の乱となって表面化した。『三國史記』卷五・善徳王一六(六四七)年正月条、および同書卷四一金庾信伝によると、彼は「女主の善く理むる能はず」の故を以て叛乱を起したのであり、叛乱中に立った真徳王もまた女王であったからには、先に唐帝より指摘された危機の基盤はなお消滅せず、それは男王の武烈王即位まで継続したのである。

このような背景を負って登場した武烈王政権にとって、一見相反する二つの政策を追究しなくてはならなかった。一つは、ますます影響力を増しつつける唐との関係において、二代続いた女王統治との断絶を宣言することであり、もう一つは、それと同時に女王統治の過程のただ中で革新政治に着手し、実績をあげてきた当の本人として、女王統治の正当性をも主張しなくてはならない。この対内的な正当性の主張が聖骨追尊となり、対外的な断絶の説明が真骨王統の出発となったのではなからうか。折しも追尊思想が確立していたことは、既に述べたとおりである。

もう一つの追尊の時期は、(ロ)真聖王代(八八七〜九七九)ごろ、九世紀末に想定できる。池内氏がかつて想定した「真聖女王を前に距ること遠からざる時代」に近いが、その論理に立てば、そこで指摘された「真聖女王」は今では(2)「孝恭王」に訂正されるべきであらう。⁽²⁴⁾

この時期に、はるか七世紀中葉当時の女王統治をおもひ起し、その正当性が問題とされなくてはならない特別な理由が、再び真聖王が女王として即位したからである。しかも当時の新羅は、二百五十年ばかり前と同様に、重大な政治的危機、それもじつは新羅最後の危機を迎えようとしていた。同王三（八八九）年沙伐州（尙州）の元宗・哀奴の叛亂を機に、もう回復不能の混乱期、所謂後三国時代へと突入する。

このような背景のもとで、王位は(60)定康王から、妹の(61)真聖女王、さらに(62)憲康王の庶子であるという(63)孝恭王へと継受される。女王をはさんで、女王——庶子という異常な継承が続く。真聖女王統治の正当性は、そのままかつての善徳・真徳兩女王のそれを主張することによって、少しでも高めることができよう。これが単なる大勢論にとどまらぬのは、『三国史記』卷一一・定康王二（八八七）年条の記事をみるとよい。

夏五月、王疾病、謂侍中俊興曰「孤之病革矣、必不復起、不幸無嗣子、然妹曼、天資明銳、骨法似丈夫、卿等宜倣善徳・真徳古事、立之可也」。秋七月五日薨。

既にのべたように、当時は真骨の实在が確認されて後久しい時期であるから、このとき真なる骨に対するに聖なる骨を追尊することがあったとしても、不可解ではないであろう。

以上に提示した二つの聖骨追尊の理由と時期とのうち、今のところどちらか一方に決定してしまふわけにはいかない。或いは両期の間に歩一歩進展して、九世紀末ごろまでかかってやっと固まったとするのも一つの見方とならう。いずれにせよ七世紀における王統の骨転換については、聖骨实在を前提にするわけにはゆかないし、またそうしなくてはすむのである。

- 1 今西竜「新羅骨品考」(『史林』七一一(一九二三年一月)原載、『新羅史研究』(近沢書店、一九三三年)二二二頁)。
- 2 今西「新羅骨品考」(前掲書、二二二～二頁)。
- 3 三品彰英「骨品制社会」(『古代史講座』七(学生社、一九六三年)一九八～九頁)、桜井芳朗「新羅の聖骨」(『東京学芸大学
研究報告』一四一一〇(一九六三年三月))。
- 4 末松保和「新羅三代考」(『新羅史の諸問題』(『東洋文庫』一九五四年)一四～五頁)。
- 5 三品「骨品制社会」(前掲書、二〇〇頁)。
- 6 井上秀雄「新羅史基礎研究」(『東出版』一九七四年)三一～一頁)。なお同氏は王統の骨転換の理由を、末松氏の配偶説に依拠して説明することもある。「新羅朴氏王系の成立」(『朝鮮学報』四七(一九六八年五月)原載、前掲書、三七〇頁)。
- 7 井上秀雄「古代朝鮮」(『日本放送出版協会』一九七二年)二三二～三頁)には明言がある。
- 8 今西「新羅骨品考」(前掲書、二〇〇頁)、今西「新羅骨品『聖骨』考」(『新羅史研究』(前掲書))。
- 9 『高麗史』卷二、太祖二〇(九三七)年五月癸丑条に、敬順王が新羅三宝の一つ「聖帝骨」を太祖に献じた話が見えるが、この名は新羅「聖骨」にちなむものであったという。この名の由来が果していわれるとうりかどうか、推断の限りではない。
- 10 池内宏「新羅の骨品制と王統」(『東洋学報』二八一三(一九四一年八月)原載、『満鮮史研究』上世編第二冊(吉川弘文館、一九六〇年)五六三頁)。
- 11 池内「新羅の骨品制と王統」(前掲書、五六四頁)。
- 12 今西「新羅骨品考」(前掲書、二〇九頁)。
- 13 池内「新羅の骨品制と王統」(前掲書、五七一頁)。
- 14 末松「新羅三代考」(前掲書、一七頁)。
- 15 池内「新羅の骨品制と王統」(前掲書、五七二頁)。

- 16 註13 15に同じ。
- 17 末松論文では「真徳女王」とするが、池内論文ではみな「真聖女王」となっている。論旨から判断しても聖字が正しい。なお井上論文での引用も、当該字をみな徳字に従っている。
- 18 註14に同じ。
- 19 葛城末治「新羅葛文王に就いて」〔東洋学報〕一三―四（一九二四年四月）原載、『朝鮮金石攷』〔大阪屋号書店、一九三五年〕。鮎貝房之進「新羅王位号並に追封王号に就きて」〔雑攷〕一（一九三一年）九六―九頁。梁柱東「葛文王・其他」〔青丘学叢〕二二（一九三五年一月）一八四―八頁。
- 20 今西竜「新羅葛文王考」〔芸文〕一三一―五（一九二三年五月）原載、『新羅史研究』〔前掲〕所収。末松保和「新羅中古王代考」〔新羅史の諸問題』〔前掲〕二〇―二頁。なお未見であるが、金庠基「葛文王考」〔震檀学報〕五〔ソウル、一九三六年〕一八六―七頁も同意見らしい。李基白「新羅時代の葛文王」〔新羅政治社会史研究』〔ソウル、一潮閣、一九七四年〕六―七頁。
- 21 葛文王号から大王号への変化は、李基白「新羅時代の葛文王」〔前掲書〕二三―四頁にもみえるが、なお辺太燮「廟制の変遷を通じてみた新羅社会の発展過程」〔歴史教育〕八〔ソウル、一九六四年〕未見にも指摘されているという。
- 22 聖骨発生において善徳王が占めた意義につき、本稿とはほぼ同じ解釈が、三池賢一「金春秋の王位継承」〔法政史学〕二〇（一九六八年三月）一二―三頁でも展開されている。真骨発生は善徳王即位時であること、骨転換史料に対する見方を示さぬことなどどの点が残るとはいえ、聖骨非在〔追尊？〕説という基本的な構想ではほぼ同じといえそうであった。ところが惜むらくは、同「新羅官位制度（下）」〔駒沢史学〕一八（一九七二年四月）二三―三頁註二）では、前説を撤回し、新たに实在説をとられたのである。なお前説撤回を余儀なくさせる根拠となった六世紀の官位・服色等と骨品制との関連についての三池氏の見解については、後ほど詳しく検討したい（第五章3）。

23 『冊府元龜』のこの記事は、『三國史記』卷五・善徳王十二年九月条に収録されているが、本文の「此為四策」は「三策」に改められている。

24 池内氏が「真聖女王」を指摘したのは、『無染和尚碑』撰文年次を同王代とみたためである（前掲書、五七一頁）。ところがじつはその年次が、菅野銀八「新羅興寧寺澄暁大師塔碑の撰者に就いて」（『東洋学報』一三十二（一九三三年七月））の指摘のとおり孝恭王元（二年）であるとすると、上述の如く正さねばならなくなるのである。

第五章 六世紀における骨品制と衣冠制

1 六〇七世紀の骨品史料

前掲の骨転換史料のほかにも、六〇七世紀に属する骨品史料が少なからず存する。だがそれらがどれほど信用できるかについては、あらためて慎重な吟味を要する。まず、

〔O〕 斯多含、系出真骨、奈密王七世孫也、父仇梨知級滄、本高門華胄（『三國史記』卷四四・斯多含伝）

の斯多含は六世紀中頃の人で、真興王二三（五六二）年高靈加羅への攻撃で功績をたてた花郎であるから、骨品史料の中で最も古い年次をもつ。聖骨王統といわれるこの時代に「真骨」を称すること自体注目すべきであるが、奈勿王後孫と称する者になお異斯夫（四世孫）、居柴夫（五世孫）、金歌連（八世孫、史料〔U〕）などがあるにもかかわらず聖・

眞の骨種をいわず、せいぜい骨というのみであるから、この「眞骨」もおそらく後世の表現にちがいない。ただ〔O〕の基いた原史料には骨または骨に相当する何らかの文字は、もたらあつたのであろう。

〔P〕 薛鬪頭、亦新羅衣冠子孫也、嘗与親友四人、同会燕飲、各言其志、鬪頭曰「新羅用人論骨品、苟非其族、雖有鴻才・傑功、不能踰越、我願西遊中華国、奮不世之略、立非常之功、自致榮路、備簪紳・劍佩、出入天子之側、足矣、」武徳四年辛巳、潜随海舶入唐〔三國史記〕卷四七・薛鬪頭伝

これは骨品制の階層性を明示する史料として著名である。鬪頭は武徳四年つまり真平王四三（六二二）年入唐し、善徳王一四（六四五）年に戦死したという。とすると七世紀前半の重要な骨品史料ということになるが、その信憑性には疑問が呈せられている。⁽¹⁾この原史料の性格を推測する手がかりがないうえ、「骨品」の用語は八世紀を溯るものではない。しかし何らかの古伝に基く根拠のあるものとみるべき可能性は否定できず、また骨品制の階層性は遅くとも八世紀に確められており（第三章3・4）、さらに七世紀に溯りうることも否定できないのだから、その意味でやはり重視されてよい史料であろう。

〔Q〕 善徳王代、寺初主真骨、歡喜師、第二主慈蔵国統、次廂律師、云。（三國遺事）卷三・塔像・皇竜寺丈六

〔R〕 大徳慈蔵、金氏、本辰韓、真骨、蘇判茂林之子、（中略）及誕、与釈尊同日、名善宗郎。（三國遺事）卷四・義解・慈蔵定律

〔S〕 夫皇竜寺九層塔者、善徳大王之所建也、昔有善宗郎、真骨、貴人也。（皇竜寺九層塔誌）咸通二三（八七二）年一一

月二〇日姚克奉教撰

善徳王代（六三二〜四七年）の皇竜寺主のうち、〔Q〕は初王の歡喜師だけを眞骨とするが、〔R〕では第二主慈蔵の

父の茂(武)林が真骨であったといい、〔S〕では果して慈藏も真骨であったとする。即ち寺主は二代続いて真骨、また茂林・慈藏(善徳郎)の父子も共に真骨であったことになる。

〔R〕慈藏の出自を述べる部分は、おそらく道宣撰『統高僧伝』巻二四積慈藏の冒頭、

姓金氏、新羅国人、其先三韓之後也、(中略)本東夷辰韓之國矣、藏父名武林、官至蘇判異、既享高位。

に基くものに相違ない。それは『遺事』慈藏定律条に散見する『唐僧伝』、『唐伝』がみな『統高僧伝』当該条を指していることから判る。それゆえ〔R〕「真骨」の文字は、道宣の歿年(乾封二年、六六七)後の表現であるこというまでもない。ただ武林が蘇判の位(異の音通)であったのは当代の事実とみてよく、⁽³⁾そうすればやはり真骨相当であったとみてまず誤りない。

〔T〕四月下教、以真骨在位者、執牙笏。(『三國史記』巻五・真徳王四年条)

真徳王四(六五〇)年は、のちの武烈王らを中心として唐制にならつた革新策を施行し始めたときに当り、これもその一環として行われた施策の一つである。きわめて確度の高い史料である。

〔U〕金歌連、奈密王八世孫、(中略)永徽六年、太宗大王憤百濟与高句麗梗辺、謀伐之、及出師、以歌連為郎幢大監、(中略)大舍詮知説曰「今賊起暗中、咫尺不相弁、公雖死人無識者、況公新羅之貴骨、大王之半子、若死賊人手、則百濟所誇詫、而吾人之所深羞者矣」、(中略)步騎幢主宝用那、聞歌連死曰「彼骨貴而勢榮、人所愛惜、而猶守節以死、況宝用那生而無益、死而無損乎。」(『三國史記』巻四七・金歌連伝)

永徽六年つまり武烈王二(六五五)年、百濟との戦で死んだ金歌連は、新羅「貴骨」であり、大王の半子(女婿)であったという。重要なのは真骨など骨種の表現を欠くことで、その限りでは漠然としているが、⁽⁴⁾むしろそれゆえに当

時の実状に近い表現とみるべきであつて、かえつてその信憑性を保証するものである。

〔V〕 文武王十四年、以六徒真骨出居於五京・九州、別称官名、其位視京位、嶽干視一吉滄（下略）。〔『三国史記』卷四

○職官下・外位条

これは難解である上、疑点が多い。列举すると、(1)於字は元来「然」に作り、ほかに然字に読むこともできる。(2)「六徒」の語義が定かでない。一般に「六部」とするようである。(3)五京・九州が完備するのは神文王五（六八五）年であるが、この時はまだ文武王一四（六七四）年で、矛盾する。(4)それにしてもこの記事の概要すら不明のままである。記事に即していえば外位の創設の如き感じを与えるが、外位は既に『真興王昌寧碑』（五六一年）にみえるから、それは無理といわなくてはならない。要するに後代の修飾が加わっているほか、大きな錯脱があるようなのである。

だが史料〔V〕は、文武一四年当時において外位を京位へ移行させた際の相当表・換算表であるという意見がある。(5)これは卓見である。それは前年旧百濟人に与えたばかりの外官（外位）を含め、外位を廃して京位に統一する際の京・外位切り換え相当表にちがいない。(6)このようにみれば、錯脱を含むこの記事は、たとえ「真骨」の表現は後世のものであつたとしても、それに相当する実体をここに認めてよいであらう。

〔W〕 又伐高麗、以其國王孫還國、置之真骨位。〔『三国遺事』卷二紀異・文虎王法敏の条〕

高句麗王孫とは安勝のこと、彼は文武王一〇（六七〇）年唐の安東都護府の支配を脱して新羅に降り、初め高句麗王、後に報徳王に封ぜられたが、神文王四（六八四）年謀叛がもとで亡ぼされた。(7)安勝が真骨となつたことは『三国史記』には直書されていないが、真骨待遇をうけたことは認めてよいであらう。それをもし文武王代に求めるとすれば、『史記』卷六・同王二〇（六八〇）年三月にみえる事件、即ち王妹との婚姻がそのめやすとなる。この婦人は

「寡人妹女」または「帝女」といわれるが、別に「迎浚金義官之女」ともいわれ、いずれにせよ真骨女であったと判定できる。またもしその後を求めるのであれば、同書卷八・神文王三年一〇月に、報徳王に蘇判位と金姓を与えた事件に注目できる。③蘇判は真骨独占の官位である。安勝はその翌年あえなく攻滅されてしまうものの、結果的には〔W〕の「真骨」相当の待遇を認めてさしつかえないとおもう。

〔X〕 寺中古記云、新羅真骨第二十一主神文王代、永淳二年癸未（下略）。〔三国遺事〕卷三・塔像・靈鷲寺の条

第「二十一」主は「三十一」の刊誤である。本文「永淳二（六八三）年癸未」に「本文云元年、誤」の註を付すところからすると、高麗で行われていた『寺中古記』自身の誤りで、それは『遺事』卷五隱避・朗智乘雲条にみえる『靈鷲寺記』のことであろう。

以上、関連する十史料をひとまず吟味したところでは、後代の修飾を受けないものはないようだが、逆にそれらは何らかの古伝に基くと推察されるものがほとんどであった。とくに史料〔T〕〔U〕〔V〕などは、同時代史料そのまゝに近く、かなりの信用がおけると判断できる。その上に立って、ここではなお次の二点に注意しておきたい。

第一点は「骨」という表現と、その実体のことである。聖骨の用語は九世紀末を溯って確認できていない。真骨の方は、〔B〕八三四年を初見とし、〔S〕八七二年、〔E〕八九七〇八年、さらに良州『深源寺秀徹和尚碑』の

〔Y〕 曾祖□、位蘇判、族峻真骨、

を加えることができるが、これは八九三年以前に溯らない。それゆえ真骨の確実な用語は遅くもって八世紀まで溯らない現状にある。ただ骨だけの表現ならば、唐史料〔F〕〔G〕の第一・二骨の例があり、また新羅史料〔U〕の骨または貴骨などの例もあって、ほぼ確実に七世紀中頃の骨の実在を信じてさしつかえないのである。真骨の表記

の有無、またその骨の實際の訓まれ方、呼ばれ方などはもとより重要であるが、「骨」と表記されていたものは實際に存在し、それが後世の第一骨や真骨の實體に相当することだけは、まず誤りないといえる。

第二点はその真骨相当の實體が実在上限の年次のことである。結果的にはこれまでの見方と異らないのだが、今厳密に考えても、「T」の六五〇年を降るはずはあるまい。このことは重要である。わずか四年の差にすぎないが、それはあの骨転換の年と伝えられる六五四年より早い時期における真骨相当の存在を示すからである。それゆえ七世紀中葉以前における骨品制の研究は成立しうるし、その実態を解明する努力を払わなければならない。

2 法興王代の衣冠制と骨品制

骨品制研究は七世紀中葉以前に溯るべきことが明らかになったが、それにしても骨品史料のうちで最古の年次つまり六世紀中葉頃を示す史料〔O〕まで溯れば、それ以前のことは論議の対象にはならなくなるであろう。骨品制における六世紀は、研究上困難な制約をもつ時期であるといえよう。

ところで、この課題の追究にみのがすべからざる貴重な史料がある。法興王代の制定になるといふ衣冠制がそれであつて、『三國史記』卷三三雜志「色服の条に、(イ)衣と(ロ)冠とについて、

法興王制、(イ)自太大角干至大阿滄紫衣、阿滄至級滄緋衣、並牙笏、大奈麻・奈麻青衣、大舍至先沮知黃衣、(ロ)伊滄・逆滄錦冠、波珍滄・大阿滄・衿荷緋冠、上堂・大奈麻・赤位大舍組纓。

とあるのが、それである。

新羅の衣冠制の全体的な推移とその特徴については、同上序文にみえる編者・金富軾の簡明な叙述がある。それに

よると、第一期新羅始原の衣服制は不明だが、第二期法興王代に如上の制定をみ、第三期真徳王二(六四八)年⁽¹¹⁾に唐儀を採用して、夷制を華制にかえたという。高麗官人の中華意識の観点からすると、第二期法興王真徳王代の六世紀七世紀中葉の新羅服制は、ちょうど「夷俗」の時期に当るのであって、かなり新羅固有の性格があったとして特色づけられている。

さて新羅的なこの衣冠制は、みられるとおり、身分階層に応じた上下構成をとって規定されている。まず(1)衣制であるが、それは紫—緋—青—黄の色の別に対応して定められる身分的構成を示す。それが新羅官位、即ち①角干より①⑦先祖知までの一七等を基礎にして構成される官位(京位)序列なのである。⁽¹²⁾両者の対応関係に即してみると、紫衣に應ずるのは⑤大阿滄より上位の官位、緋衣は⑥阿滄⑨級滄の官位、青衣は⑩大奈麻・⑪奈麻、黄衣は⑫大舎より下位、以上四階層に区分されるのである。

次に牙笏についても同様に考えることができ、それを執用すべき⑨級滄以上の官位と、それが許されない⑩大奈麻以下とに、大きく二分される。

(1)冠制についても同じである。ただこの場合は少し複雑で、②伊滄以下の官位と、衿荷(臣)以下の官職とを一体化させたうえで、それとの関連で冠制を規定する。官位では、錦冠をかぶる②伊滄・③匠滄、緋冠の④波珍滄・⑤大阿滄、そして記録にみえぬ⑥阿滄以下の、三分を指摘できる。また官職については、緋冠の衿荷、組纓のみの上堂・大奈麻・赤位大舎とに二分できる。以上の階層序列の相互関係に注意して、第2表を作成した。

そこで問題にしたいのは官位・官職に刻される上下区分、階層性である。まず第一に、官位が「角干」「伊滄・滄」「波珍滄・大阿滄」「阿滄⑨級滄」「大奈麻・奈麻」「大舎⑨先祖知」の六階層に細分されることに注意される。そ

【第2表】

官 職	冠	官 位	衣	牙 笏
	錦冠	(太)大角干	紫衣	執用
		(大)角干		
		① 角干		
		② 伊 浚		
		③ 匝 浚		
衿 荷	緋冠	④ 波 浚	緋衣	執用
		⑤ 大 阿 浚		
上 堂	組 纓	⑥ 阿 浚	緋衣	執用
		⑦ 一 吉 浚		
		⑧ 沙 浚		
大 奈 麻	←	⑨ 級 浚	青衣	執用
		⑩ 大 奈 麻		
赤位大舍	←	⑪ 奈 麻	黄衣	執用
		⑫ 大 舍		
		⑬ 小 舍		
		⑭ 吉 士		
		⑮ 大 烏		
		⑯ 小 烏		
		⑰ 先 沮 知		

性と対応するものであった。

第二に官職でも、「衿荷(臣)」「上堂・大奈麻・赤位大舍」に二区分される。この衿荷が長官で、上堂が次官に当り、前者は真骨に該当し、後者がそれ以下の階層に属するとみられる点については、曾て述べたことがある。¹³⁾

そして第三に、官位・官職に共通してみられる界線が、また衣制・冠制においても確められる。いうまでもなく⑤大阿浚||衿荷と、⑥阿浚||上堂との間の、一大界線である。ここまで至れば、これを骨品制と無関係にその意味を考察しようとする立場は、成り立ちえないのではあるまいか。少くとも法興王代の衣冠制には、後代の骨品制にひき

の細分の意味は、衣冠制それ自体の固有の機能に基くものであろうし、何か一元的な原理で説明つくものでもないであろう。それにしてもみのがせないのは、九世紀の骨品構造を考えて以後、八七世紀と溯及して追跡してきた⑤大阿浚と⑥阿浚との間の界線、それに⑨級浚と⑩大奈麻との界線である。前者は阿浚どまりの特進阿浚位に対応し、真骨になりえぬ者の上限を示す。後者も、疑点を残しながら、八世紀以前における骨品制的階層

つがれてゆく真骨相当とそれ以下との階層構造が反映していると認定しなければならぬ。

この衣冠制については、さまざまな角度から検討される必要がある。しかしこれまでの骨品研究においては、それが本来的にもつ史的意義ほどには重視されず、むしろその不備につき、信用できかねる面が強調されてきたらしいがある。だがこの衣冠制は法興王七（五二〇）年に制定され、六世紀初頭における新羅の画期的発展とともに機能したのであり、後代においてもそれは新羅での新法始行という形で永らく記憶されつづけてきたことが明らかに⁽¹⁴⁾なっている。そして今ここで、それが新羅骨品制の六世紀初頭における実在と、少くとも二階層より成る骨品構造とを示していることを、重ねて明らかにできたのである。

3 もうひとつの骨品論

ところでもう一つの実に詳細な骨品論が、同じこの衣冠制史料をもとにして提出されている。⁽¹⁵⁾骨品制が七世紀中葉以前に既に実在していたという主張では同じであるが、幾つかの基本的な点での相違がある。そこで前節で提示した骨品制についての理解を再吟味する意味において、もうひとつの骨品論を検討しなければなるまい。その特色は独特の年代観と構造論とにあるのであるが、その結論の前提となる衣冠制と官位・骨品制との相互関係に対する理解を、論者の示すままに、次に表示しておこう（第3表）⁽¹⁶⁾。

さて法興王代の衣冠制が示す官位制・骨品制との相互関係の年代は、法興王代（五一四―四〇年）ではなくて、もっと後代、即ち六世紀後半の実態であるという。その根拠は官位制の成立年代観に基くのであって、「京位は法興王以後、真平王一六年（五九四）以前の間に、逐次追加されて完成した。従って、京位と骨品の対応が一応の定着を見た時期

【第3表】

骨品	牙笏	冠	衣	官位
聖骨	牙	錦冠	紫衣	①角 干 ②伊 浚 ③匝 浚 ④波 珍 ⑤大 阿
			緋衣	⑥阿 浚 ⑦一 吉 ⑧沙 浚 ⑨級 浚
真骨	笏	緋纓	青衣	⑩大 奈 ⑪奈 麻
			黄衣	⑫大 舍 ⑬小 舍
六頭品	(無)	組	(不明)	⑭吉 士
五頭品				⑮大 烏 ⑯小 烏
四頭品				⑰先 沮
頭品				

(五六一年・五六八年)があることをめやすにして、官位制度の成立年代を「法興王八年(五二八年)から真興王碑の年代、すなわち王の二十九年(五六八年)までの三十余年ほどの間」とする意見が⁽¹⁷⁾穩当とされていたから、ここではその下限を慎重にもっと繰り上げ、それを基準にして先述の六世紀後半という時期をわり出したのである。

官位の正確な成立年次は今後の研究で決められるであろう。だが少くとも真興王二九年説は、成立の下限をいうにすぎず、それも推定である。これは真平王一六年説でも変らない。そして両説に共通するのは、その史料が中国側のであれ新羅のであれ、それは官位史料としては形式的に完備しているはずだという予測、換言すればその史料に欠如するものは実在しないはずだという、かなり樂觀的な前提をもつ点である。だがそれら史料の性格をかえりみるまでもなく、その予測・前提の保証はなにもない。むしろ不備を予想すべきものである。それゆえ両説よりもっと下限を前に溯らせて考える必要がある。前述のとおり、衣冠制の規定は法興王七年であるから、前述のとおり官位制の成立はこの年より降るとみるわけにはゆかない。このことを無視して呈示された年代は、著しく説得力に欠けるとい

としては、六世紀後半期が想定される⁽¹⁷⁾というのである。新羅官位制が断片的ながら中国へ伝えられた始めは、梁・普通二(五二二)年の遣使によってであり、一七等官位の全体系が知られたのは、真平王代の遣隋使であった⁽¹⁸⁾ことは、周知のとおりである。これまでこの

間に新羅史料として、例の真興王の巡狩碑

ざるをえない。

官位制の成立年次に対するこの批判に大過ないとすると、第3表の年代を六世紀後半と主張すべき根拠はなくなってしまう。遅くとも文字通り法興王七年、六世紀初頭とみてよいのである。

次に階層論であるが、それについての独特の理解は第3表に明らかであり、実際の衣冠制史料の示す実態との違いは、第2表との比較によって確認できる。その結果として、次のような疑点が生じてくる。その第一は、官位序列に表示されている諸区分が必ずそれぞれ骨品制的階層に対応するとは限らないのではないか、という疑点である。⑤大阿滄と⑥阿滄との間の区分、それに可能性としては⑨級滄と⑩大奈麻との間の区分は、骨品階層性と関連ありと理解できる。だがそれ以外の諸区分もみなそれと関連ありとみなすべき理由は、とくにないとおもう。

その第二は、冠制の衣制に対する対応関係、同時に冠制の牙笏制・官位制に対するそれでもあるが、その関係が理由なく修正されたのは何故か、という疑点である。官位を柱にしていえば、錦冠は②伊滄・③匠滄に限って対応すべきなのに④角干・⑤大阿滄に拡大され、緋冠は④波珍滄・⑤大阿滄に限って対応すべきであるのに、それとはまったく無縁の⑥阿滄・⑨級滄に移動させられてしまった理由は、もし何らかの或る主観的な判断を別に想像しない限り、まったく不可解な史料操作のようにおもえる。

その第三は、冠制の組纓が衣制の青衣以下と、また官位制の⑩大奈麻以下と直接対応させられている理由が不明である。衣冠制史料では上堂以下の官職に対応するのみで、それ以外とは直接的な対応関係をもっていない。そもそもここでは、官職は考察の外に置かれていて、表示されていない。

その第四は、真骨以下四頭品まで（名称の適否はあえて問わない）、四階層が実在しようという理由が不明である。も

し九世紀そのままの骨品構造がここにもちこまれてよいと仮定した場合、それでは平人・百姓（三〜一頭品）を無視してよい理由が別に示されなくてはならない。

その第五は、本論は聖骨の实在を認めた上での構造論であることである。既述のとおり、聖骨实在はその根拠が必ずしも安泰ではないのであって、非在としなくてはならないのである。

以上を総じていえることは、理由・根拠が必ずしも明白でなくても断定的に処理され、かなり自由な史料の操作や解釈が行われているような印象が残ることである。そうした疑念を集約的に担っているのが、「紫衣・錦冠」大阿滄以上「聖骨なる図式」⁽²⁰⁾ではあるまいか。この図式が許容する同格・同義の組合せ六の内、衣冠制史料の内容そのままに肯定できるのは、ただ「紫衣」大阿滄以上の一組にすぎない。それが聖骨でなくて、真骨固有の衣であり官位であることは、今更いうまでもない。それゆえ同一史料に基づくもうひとつの骨品構造論については、その独特の年代観と構造論に興味を感じながらも、結果的にはそれに従うわけにはゆかないという結論を得るのである。

六世紀の骨品制は法興王七（五二〇）年の衣冠制を通じて説明される。六世紀以来、骨品制は真骨相当の階層とそれ以下との二階層構造をもっていた点は確実であるが、さらに下位階層がもう二分されていた可能性をも忘れるわけにはゆかない。

1 井上秀雄「新羅の骨品制度」〔歴史学研究〕三〇四（一九六五年九月）原載、『新羅史基礎研究』〔東出版、一九七四年〕三〇二頁。

2 末松保和「三國遺事の経緯関係記事」〔青丘史草〕第二（一九六六年）六八頁。

- 3 『三国遺事』卷五・神呪の明朗神印条にも「蘇判茂林」とみえ、また同書卷一・紀異の真徳王条に、この王代に国事を共議した五公の一人に「虎林公」の名がみえる。茂は武の音通、虎は武の借義、いずれも高麗・恵宗の諱武を避けたもの。
- 4 井上「新羅の骨品制度」(前掲書、三一三頁)。
- 5 「於」字は朝鮮史学会本(第三版、一九四一年)に従ったまでだが、ほかにこれを「然」字に読む人も、今西竜「新羅骨品考」(『新羅史研究』(近沢書店、一九三三年)一九四頁)を始め、少くない。
- 6 今西「新羅骨品考」(前掲書、一九七頁)。
- 7 朝鮮総督府『朝鮮史』第二編(一九三二年)三九頁)など。
- 8 三池賢一「三国史記職官志外位条の解釈」(北海道駒沢大学研究紀要)五(一九七〇年一〇月)一二九頁)。
- 9 史料(▽)の趣旨を、補足しながら試みに意識すると、次のようになる。王京六部の真骨の人を以て、王京外の小京・州等の邑に「長官として」出居せしめるが、「地方の邑人は、京位をもつ真骨の地方官とは」別に官名(「外位」)を称している。「この際外位を京位に統一することにした。」その外位と京位の相当位は、外位の嶽干が京位の一吉浚に相当する、云々。
- 10 村上四男「新羅と小高句麗国」(『朝鮮学報』三七・三八合輯(一九六六年一月))。
- 11 『三国史記』卷五・真徳王三年正月条に「始めて中朝衣冠を服す」とみえ、一年のずれがある。中国史料と対照するに、「三年」が正確であり、より詳細には「正月」でなく、「二月」以後でなくてはならないことがわかる。中国史料と対照するに、「三年」法興王の衣冠制では、太大角干・大角干の存在を前提とした記事になっているが、これは後代の修飾であろう。三池賢一「新羅官位制度」下(『駒沢史学』一八(一九七一年四月)一八頁)参照。
- 12 武田幸男「新羅の骨品体制社会」(『歴史学研究』二九九(一九六五年四月)五〇六頁)。
- 13 武田幸男「新羅・法興王代の律令と衣冠制」(朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』(竜溪書舎、一九七四年))。
- 14 三池賢一「新羅官位制度」上(『法政史学』二二(一九七〇年三月))、同下(『駒沢史学』一八(一九七二年四月))。
- 15

- 16 三池「新羅官位制度」下（前掲誌、二一頁）に表示された表に基づき作成した。なお理解の便に資するため新たに官位名を挿入したほか、用語を改めたところもある。
- 17 三池「新羅官位制度」下（前掲誌、二一頁）。
- 18 曾野寿彦「新羅の十七等の官位成立の年代についての一考察」（『東大教養学部人文科学科紀要』五（一九五五年三月））。
- 19 曾野「新羅の十七等の官位成立の年代についての一考察」（前掲誌、一三〇頁）。なお「五二八年」は「五二一年」の誤植。
- 20 三池「新羅官位制度」下（前掲誌、一八頁）。

第六章 骨品制の史的性格

1 骨品の基礎集団

遅くとも六世紀には既に存在していた骨品制であるが、その史的性格を考えるには、その基底をなす社会的な集団の実体・内容を問題にしなくてはならない。

その直接の手がかりは、まず「族」である。この文字は史料〔P〕では骨品と同義、〔F〕〔G〕では第一・二骨と同義、〔E〕では真骨・得難を含み、〔Y〕では峻き真骨を含むものとして用いられている。このうち〔P〕の年代七世紀前半はそのまま信じ難いが、八世紀ごろの実態を示すとすれば信じてよからう。それゆえこれをも含め、〔F〕〔G〕の七六八年以後、少くとも八・九世紀においては、史料の唐たると新羅たるを問わず、それはおよそ「族」

で示される実体をもっていたとみてよい。

史料〔H〕でいう「宗」、〔E₁〕でいう「姓」も、この族との関連で理解されなくてはならない。ただ族・宗、とくに姓という場合には、それを中国の習俗そのままの字義で解することは必ずしも妥当ではない。新羅において姓の使用が始めて確認されるのは、周知のように六世紀後半であり、それも王姓の金だけが限定的に用いられ始めたもので、いわゆる姓が中国で機能したのと同じとはいえないのである。⁽¹⁾しかし九世紀末ごろ、史料〔E〕が作成された当時に姓は既に広く称せられるようになってきているので、それが当時における骨品制の何らかの属性を表示しようとしていた意図は、あえて無視・否定するまでもなからう。そしてこれら族・宗・姓の意味するものは、みな或る種の血縁集団を指向しているとみてよい。

史料〔R〕は茂林を真骨とし、〔S〕がその子の善宗郎(慈藏)も真骨というとき、その身分は親から子へと伝えられるものであり、それも男女の別を問わないものであった。それゆえ骨品とは一定の血縁集団内で後代に伝えられるような、族制的性格をもっていたと判定できる。〔O〕では骨品を「系」、即ち出自にかかわるものとして表現するのは、そのためである。真骨王統が実在すること、また聖骨王統が追尊されること、さらに聖骨から真骨への転換が考案されることなどは、そもそも骨品が族制的なものであり、現にそのように理解されていたからにはほかならない。それが次の唐史料〔G₂〕に、特異な婚姻形態を通じて、かなりの確に描写されていたことは、よく知られているところである。

其族名第一骨・第二骨、以自別、兄弟女・姑姨・従姉妹、皆聘為妻、王族為第一骨、妻亦其族、生子皆為第一骨、
不娶第二骨、雖娶常為妾媵。

ここで注目したいのは、血縁関係からみた婚姻形態の特質であり、次に身分階層関係からみたそれである。しばらく前者を問題にしてみよう。血縁関係からみた婚姻形態の特質は、(一)夫と妻とはみな同「族」であること、いわば同「族」内婚の形態をとること、(二)本人(男子)が兄弟の女(三寸)、姑(父の姉妹)・姨(母の姉妹)⁽²⁾(ともに三寸)、従姉妹(四寸)との結婚が許されること、二点に要約できよう。即ち三寸親を含むような極端な近親婚を許容する同「族」婚なのである。

そこで検討したいのは、この史料〔E〕の時期つまり新羅中代(六五四~七八〇年)の実態である。まず王族のそれであるが、これについては既に対立する説があつて、末松氏の「中代族外婚」説⁽³⁾と、三品氏の「中代族内婚」説⁽⁴⁾が對比される。前者の真意は、新羅王族と金官金氏氏族との婚姻関係の形成が、中古の族内婚に對比して新局面をひらきしかもそれが新しい真骨王統の登場となるという点にあり、その意味で無視さるべきでない。これに対する批判を意図して出された後説も重要であつて、それは中代王妃はおおむね金姓であるから族内婚であり、それは中古のそれらうけつぎ、下代の族外婚とは異なるものと主張する。

ただ、同姓が直ちに同「族」たること、即ち同一の骨品階層に属することを意味しない。金官金氏は新羅国姓と同じであり、あえて「新金」氏を称することもあるが、⁽⁵⁾両者ともに真骨である。これとは逆に、真骨たりえない金氏の実例は、既に「重阿。湊。の。金。元。静」(七二四年)の場合以下、四例を挙げておいた(第三章4の註21)。単なる同姓婚の指摘では、同「族」婚の証明にはならぬのである。

実態としての同族婚は、極端な近親婚の実例を通じて確認できる。⁽⁶⁾だが肝心の中代にその例が見当らぬのである。しかし次の推定はできる。『三国史記』卷八によると、神文王が神穆王后を娶つたが、その父を金欽連、または金欽

雲とする。他方、『三国遺事』王曆ではただ金運とする。この金姓の欽運・欽雲・運とは、その年代・身分・血統・表記法から判断して、史料〔U〕にみえる金歌運、即ち武烈王の「半子」(婿)その人にちがいない。それゆえ神文王と神祿王后とは、じつは従姉妹婚(四寸)なのである。中代の王妃はせいぜい父名が伝えられているだけであるから、まず三寸近親婚はなかったわけではあるが、四寸以上の近親・同族婚ならば他に多くの例が実在したとしても、今ではこの神文王の場合のようには確かようがなくなっている。このような意味で中代だけを中古・下代と異質とみなくはならない理由とは断言できないのではあるまいか。八世紀に新羅を訪れた唐人は、自国にはありえぬこの外国の風習を、当時の見聞に基いて特記したものとあろう。

次に検討しなければならないのは、同「族」の実体は何かということである。今これを断定する資料に欠けるところがあるので難問であるが、三品氏は真骨を例にとり、「族の意味は ᄃᆞᆫ (同族、武田)よりもむしろ一層狭い血統関係である Lineage(系譜親族)と解するのが妥当であらう」とした。片系的な血統系譜によって明確にたどれる範圍内の親族にほかならないというこの指摘は、従来の漠然とした表現による規定に比べて、格別の意義ある規定であるといえよう。

ところでこれまで、「聖骨そのもの真骨そのものが一骨なりと雖、六頭品以下は各品に数多の骨を有するものなり」とか、「家を単位とする大小の血族団体、即ち実質的に氏と呼べるべき家族団体は、必ず存在したにちがいない。即ち同一骨族の中には、さういふ団体が幾つか含まれてゐたであらう」という意見があった。今となつては主張そのままには認め難い点もあり、社会的な基礎集団の性格把握において、さきの系譜親族説の厳密さに比べて漠然としすぎていることは否めない。だが骨品制の同一階層は幾つかの血縁団体より成るといふ着想では共通し、またそこに注意

しておく必要がある。

骨品制を歴史的にみると、九世紀の最多層構造においてすら多くて七階層（少ければ五階層）に限定されていたが、系譜親族説をこれにあてはめると、たかだか七（又は五）系譜親族に分派していたにすぎぬということになる。ましてそれ以前においては多くて三、少ければ二階層の階層構造と推定された。新羅王京人がこのような少数の親族集団だけで構成されていたものか、おおいに疑問が残るところである。またその集団の性格を片系的なものともみる場合、おそらく父系性を意味するほかあるまいが、果してそれで実態を把握しえているかどうか問題があろう。その婚姻形態でも「妻」の条件が重視されていたのは、周知のとおりである。そもそも純生物学的な意味の「生れの問題」だけでこの問題のすべてを厳密に理解しようとするには、大きな限界がある。金庾信・安勝・金範清などの実例をみれば、自然にそれにつき当るはずである（本章参）。

以上のことを考えて、骨品の「族」の実体は、父系を中心としつつも双系的な性格をもち、明確に血統をたどれなくとも同一集団意識をもつ血縁集団、そういう性格をもちうる同族集団とみてよいとおもう。史料にみえる「族」内婚は、そのまま族内婚、つまり近親婚を許容するような族内婚と理解してさしつかえない。骨品の基礎集団はこのような同族集団にはかならず、ことに下位頭品階層の場合には、幾つかの基礎集団から構成されていた可能性がきわめて大きいと推測しておきたい。

さらに検討を要するのは、この族内婚と骨品制との関係である。近親婚は新羅滅亡後も依然として続いており、それゆえ族内婚は骨品制にのみ固有の婚姻形態ではありえない。近親婚・同族婚は骨品制の社会的前提の一つであるが、逆は成り立たないのである。従って近親・同族の婚姻形態を抽出しえたとしても、そのみでは骨品制の存否と直接

かわるわけでもなく、まして骨品制の史的 성격の規定的尺度となりえない点に留意すべきであろう。⁽¹⁰⁾

さて、以上のような血縁関係からみた婚姻形態の特質をふまえ、もう一つ注目したいのは身分階層関係からみたその特質である。ただこれについては史料「G₂」が、「其の族、第一骨・第二骨と名づけ、以て自ら別たる」、さらに「王族は第一骨為り、妻も亦た第一骨なり、生子も皆な第一骨為り、第二骨の女を娶らず、娶ると雖も常に妾媵と為す」と直書されているので、冗言は無用である。上下位間の骨品に正常な婚姻関係の成立が認められないという点に着目し、これを従来は「カースト制」に對比して理解し⁽¹¹⁾、これこそ骨品制の本質にかかわるものと考えてきた。まさしくそのとおりとおもう。骨品制的階層性を前提とした身分内婚、或は階層内婚に、骨品制の規定的な史的性格があらわれていると認めたい。

骨品制によって階層的に編成される社会的な基礎集団は、同族である。この同族は近親婚を排除しないような同族内婚によって再生産されるが、骨品制が族制的身分体系としてあらわれざるをえない基礎は、その基礎的諸集団がもつ以上のような階層内婚によるのである。

2 骨・品系統観と問題点

骨・品系統観とは、もともと骨品制は「骨」と「頭品」との系統に分たれていたが、それが或る時期に合一合体したものだとも見る見解を指す。それまで骨品を「血族の品級」⁽¹²⁾の意味として扱ってきたのに比べると、末松氏が「少くともその当時（八三四〜八九〇）前後の所謂骨品制が、「骨の制」と「頭品の制」との化合・合一した制であったことを認め得るであろう。さすれば骨品の制は、その前段階として、「骨の制」と「頭品の制」と並立した時期のあった

ことが想定され、(中略)それらが、ある時期に一本立の身分階層制として整理・統合されたのではないか」と指摘されたとき、始めてこの系統観が形をとり、その限りで骨品制の史的研究に大きな示唆を与えたのであった。⁽¹³⁾

ところでこれに基く新しい見解が登場した。「骨品制は、当初より結合していたものではなく、その範疇を異にする血縁的身分制と地縁的身分制の並立したものであった⁽¹⁴⁾」という井上氏の見解がそれであって、その新らしさは骨を血縁、頭品を地縁と解釈し、骨品制とは結局のところ、この血縁・地縁という「範疇を異にする」身分制であるとする点にある。そこで提唱された内容の斬新さ、大胆さに比べて、論証と説明との機会が充分でなかったせいか、必ずしも意をつくしたのではなく、難解でもある。それゆえ論旨を誤解する恐れがないわけではないが、その学史上の重大さにかんがみて、あえてそれに論及し、その問題点にふれてみたいとおもう。

さて問題点の第一は、王京六部が頭品の制と相互対応の関係をもっていたとの理解が示される点である。頭品と六部との間に関係があらうというだけならば、以前からその指摘があり⁽¹⁵⁾、やや詳しく頭品は六部人によって構成されるという意見もあり⁽¹⁶⁾、その上に立って骨品制を「王京支配者共同体」と把握したのであった⁽¹⁷⁾。ところで問題はその逆に六部人は頭品制に限って参与したのかどうかという点にある。換言すれば真骨は六部人と無縁であったのかどうかである。無縁という場合にのみこの新説は成り立つ。なぜなら無縁でないとするれば、頭品は地縁的で、かつ骨のみ非地縁的でなければならぬとすることはできず、新説に必須の論拠を失ってしまうと考えられるからである。九世紀における六部と真骨との関係は、史料不足で何ともいえない。ところが『真興王巡狩碑』にみえる^⑥大阿滄以上の喙・沙喙部人、つまり真骨所属と推定される部人がある限り、少くともこの新説が成立するためには、六世紀から九世紀へかけて真骨と無縁になってゆくという六部大変革の史実を、あらためて発掘してくる必要が生じるであろう。

問題点の第二は、新説において頭品制の各頭品と六部の各部との関係が明示されていない点である。これは新説の説得力をうすめてしまうところでもある。難解だが、あえて推測すると、およそ次の文章ががかりになるのではないか。⁽¹⁸⁾ 即ち頭品制では六ノ四頭品以下の名称つまり三ノ一頭品という名称は確認できない。そこで「(まず確認できる六ノ四頭品を)六部の序列で〔各おの対応させてみると、頭品制のうち〕上位三頭品〔つまり六ノ四頭品〕にとどめられていること〔になるが、これ〕は、〔頭品制の〕下位三頭品〔つまり三ノ一頭品〕にあたる〔はずの六部のうちの〕下位」三部には等級を付するほどの差が認められなかった」ことを意味する、と。これを六部研究の現況に照らしてみると、六ノ四頭品に対応するのは喙(梁)・沙喙(沙梁)・本彼の三部、三ノ一頭品は牟梁・漢岐・習比の三部ということになる。そこで説明を要するのは次の点である。牟梁以下の三部が等級を付するほどの差がないのに、なぜ階層的な頭品制の序列に組み込まれなければならなかったか。もし三ノ一頭品が実在しなかったとすれば、そのような三部が全体として地縁的身分を形成しているとすべき理由、或いはそれらを一体として地縁的身分とみなすべき理由はどうか。さらに、骨品の方には六ノ四頭品の間には既にみたような明確な身分の断層があったことはまず動かさないが、六部の方にはその落差に相当すべき喙・沙喙・本彼の三部間の上下関係が確定できるだろうか。とくに喙・沙喙両部の間に六・五頭品の断層にみあうような落差を指摘できるだろうか。最後の疑点を解消するのは、今のところかなり難しいのではあるまいか。⁽²⁰⁾

第三の問題点は、用いられる「地縁」概念が必ずしも明確であるとはいいきれぬ点である。六部が王京の地域区分を意味したことは、遅くとも九世紀当時では疑いあるまい。⁽²¹⁾ だが『三國遺事』卷一・辰韓条にみえる記事、即ち新羅全盛時の王京について「一千三百六十坊・五十五里」という坊・里の文字をまつまでもなく、既に六世紀の『南山

『新城碑』(第三碑)に「喙部主刀里」の刻字がみえる。部の実態もそうであるが、地縁的身分制の具体的内容もこのような坊・里の実態との関連のもとで説かれなくてはならない。さらにその際に、この地縁概念が「範疇を異にする」と強調されるほどに血縁との排他的對抗性をもつならば、その具体的内容を示す必要がある。新羅村落、またその後の村落の史的展開において、この両概念がそこで強調されるほど、相互排他的であったかどうかは事実在即して考えなければならず、むしろその場合には両者の非対立的な実態が指摘されている⁽²²⁾といつてよいのではあるまいか。

そして第四の問題点は、頭品制の九世紀創設、それと同時の骨制との合体・一本化、即ち文字通りの骨品制の成立が主張されるわけであるが、その必然性が説明されていない点である。いわゆるように頭品制の階層性が六部の優劣と序列的対応関係があるものならば、頭品制創設の目的が別途に追究されなくてはならない。実態としての六部の存続は頭品制の創設を必要としないし、両者の単なる并存は無意味だからである。また骨と頭品の範疇を異にしたままの一本化であるならば、それを必要とする目的と、それを可能とする諸条件が説明されなくてはなるまい。

以上の問題点が残るかぎり、この新しい骨品論にそのまま従うわけにはゆかない。のみならず新論の成り立ちうる根拠も説得力あるものとはばかりはいきれまい。初期の系統観は系統上の相異をいうだけであって、その限りでは骨と品との史的展開に示唆を与えるものであった。それが排他的な血縁・地縁の対立観にまで飛躍したとき、かえって幾つかの疑点を生ずる結果をみるようになったのである。

そこでもとの単純な系統観にたちかえり、それを骨品制の史的性格との関連で整理すると、その実態は次のようになるだろう。骨は王族の身分であり、それに属さぬ王京人は骨から排除されていた。骨系は終始一階層(眞骨相当)にとどまったが、頭品系は二〜六階層に分化した。時代が降るにつれて細分化の傾向を示すが、頭品の名称を得たのは

九世紀であった。骨系と頭品系との相異点は以上につきるし、以上の意味で系統の違いがあるというにすぎない。

それゆえ系統は異っていても、範疇が異なるような相互排除性や対抗性があつたわけではなく、また九世紀に至つてにわかに出現したものでもない。史料〔E₂〕にみるように、九世紀末において「(金)範清の族、真骨を降すこと一等、得難と曰ふ」ことは、当時、骨と頭品とは相互に移行しうるもので、これを異質の範疇とみなすべき何らの理由もない。それらを連結するのは「族」であり、その実体は骨品制を構成する基礎的集団としての同族団であつた。それは九世紀に始めて出現したのでなく、八世紀に確められる第一・二「骨」つまり王「族」・貴「族」以来、継続して伝えられてきたものであり、さらに溯つて六世紀に至ることは指摘するまでもない。

骨・品系統観が骨品制研究において提起した課題は、両系統を対立的に把握することによつてではなく、両系に共通する条件を追究することによつて解けるのであり、またそうすることによつて骨品制の史的性格の理解にも資するところがでてくるのである。

3 骨品制の編成と王権

骨品制の史的性格を理解するに重要なのは、王京に所在する基礎集団が特定の形態をもつ骨品制という階層的身分体系にまで編成される事実である。その編成過程は基礎集団の単なる集積ではなく、集団内部から自然的に発現されるわけでもない。何らかの外部からする強制によつて、ほとんどの場合に政治的強制によつて推進されるのである。そこでここでは、単純に政治的な要因とか大勢に無媒介に還元してしまう危険や、その逆に純粹に生物的次元の範囲内で解決してしまおうとする誤りに留意して、骨品制への基礎集団の編成について考察しよう。

まず六世紀における金官加羅王の子孫の場合をみよう。金庾信は①角干の加上位の太々角干を得、上大等に就き、真骨相当とみなされる。父の舒玄は『三国史記』卷四一庾信伝によると蘇判、同伝所引の『金庾信碑』にも「蘇判金道衍」とあつて、ともに③蘇判に至つたというから、真骨相当とみてよい。また舒玄の父の武力は聖明王を破つたとき⑥阿滄であつた。真興王二二年『真興王昌寧碑』にみえる「沙喙 武力智 迺干」が彼に該当するならば、当然同王二九年『磨雲嶺碑』の「太等 沙喙部 另力智 迺干」、同じく『黄草嶺碑』の「太等（中欠）知 匠干」もみな同人に当る。太等を得、③迺干になつたし、後に①角干にまで至つたところをみると、真骨相当としてよい。武力の父の仇亥は「上等」、おそらく「太等」に就いたというから、これも真骨相当の待遇を受けた余地もある。このようにしてみると、仇亥―武力―舒玄―庾信はみな真骨相当であつたのであつて、骨品制の族制的性格をよく示しているが、ここで注意したいのは、少くとも仇亥・武力は新羅来投後に骨品制に編成されたという点である。即ち彼らは生れながらに骨階層に所属した人物ではなかつたのである。

次に七世紀における報徳王安勝の場合である。彼については史料〔W〕に即して、既に説明した（第五章1）ように、真骨であつた。だが生れながらの新羅人でなく、それゆえのちに真骨に編入されたわけである。

次は九世紀の金範清の場合である。史料〔E〕はつとに骨品史料として著名であるが、とりわけここにおいて慎重な検討を要する重要な史料である。

〔E₂〕 俗姓金氏、以武烈大王為八代祖、大父周川、品真骨、位韓祭、高・曾出入皆將・相、戸知之、父範清、族降真骨一等曰得難、（註〔E〕略）晩節追蹤趙文業、母華氏魂交、靚脩臂天、垂授毘花、因有娠

これによれば、武烈王以後、祖父の周川まではれつきとした真骨で、高・曾祖は將軍・宰相に至り、周川も⑤韓祭で

あつたという。ところが突然、範清の代に至って得難(六頭品)に降族されたというのである。その理由は碑文に直書されていないようにみえる。おそらく不名誉な何らかの事件にかかわったためであろう。

ところで碑文を虚心に読むとき、長文の本註「E」を中にして、さりげなくその父の事蹟として記された「晩節追蹤趙文業」の七字が目につく。これは「晩節、趙文の業を追蹤せり」と読むのであろう。そこで問題となるのは趙文であるが、これにはまず春秋・晋の趙武(文子、諡は孟)つまり礼を重んじたことで有名な人物、戦国・趙の趙文つまり武靈王が胡服せんとしたのを周昭と共に諫止したことで知られる人物を挙げることができよう。だがみのがせぬのは戦国・趙の恵文王(武靈王の子、前二九八―六六年在位)である。その理由は、彼の事蹟が「趙・文王」の名で、しかもそれがほかならぬ『莊子』にみえるからである。即ちその雑篇「説劍」(第三十)に、

昔趙文王喜劍、劍士夾門、而客三千余人、日夜相擊於前、死傷者歲百余人、好之不厭、如是三年、国衰、諸侯謀之

とあるのがそれである。この場合の「業」とは劍術をいうことになろう。

『莊子』を重視するのは、撰文者の崔致遠が中国古典によほど熟通している中で、碑文の当該部分については、とくにその強い影響が認められるからである。問題の七字にすぐ続くのは「母華氏魂交」だが、同人が撰文した『大崇福寺碑』においても「魂交致感」「形開王枕」などと用いていて、いわば彼の常套句になっている。しかもそれは『莊子』内篇・齊物論(第二)の

其寐也魂交、其覺也形開

に基くことはいうまでもない。即ち「晩節……魂交」の文章は、終始『莊子』を念頭に置いた常套句にほかならな

ったといつてよい。その意味からすれば、『莊子』にみえるとおり、碑文の「趙文」とは趙の恵文王、その「業」とは好劍のことをいうとみななければならないのである。

ところで以上のように解釈する人が、既に古くいたことは、崔致遠『孤雲先生文集』⁽²⁹⁾卷二所収『無染和尚碑銘』の、前出「趙文」に付された註解、即ち

(イ)趙文王好劍、故劍士來門者三千人、今範清晩而喜劍、(ロ)見憲章公謀反被誅、遂落髮入道

という文章の前半(イ)において明らかとなる。この註解者の確かな名は推測の域を出ぬのだが、洪景謨(一八世紀の人)とする比定⁽³⁰⁾に、まず誤りあるまい。そこでは「趙文の業」の意味が正しく理解されている。

ところで崔致遠が好劍のことを記したのは、範清に関する単なる一つのエピソードにすぎぬのだろうか。そうともたれようが、また何らかの特別の意図をこめていたと解することを、無解に否定できるだろうか。即ち突然範清を襲ったようにみえる「族降」の真相が、あの七文字にひそかに托されているのではあるまいか。洪氏の註解の後半(ロ)はその鍵である。「憲章公、謀叛して誅せらる」とは、憲徳王一四(八二二)年叛乱を起した金憲昌のことで、三年後にその子の梵文も叛し、いずれも鎮圧された。これは新羅下代の一大変事であったが、金範清はこの叛乱に加担し、鎮圧されるに及び、真骨から六頭品へ族降の措置がとられたのであろう。

洪註は仏家などに伝えられてきた古伝に基いたのかどうか知るよしもないが、彼の解釈は卓見と称すべきであろう。ちなみに金憲昌と金範清とはともに武烈王七世孫であったが、そうしたところに両者の結びつきのある絆があったのかもしれない。また無染和尚は金憲昌の叛乱当時は二三歳、まさしく入唐求法の宿志を実現した頃と推定される。一族降等のことは唐土で知らされたか、会昌排仏で帰国した四六歳の頃知ったか、もとより確かめるすべはない。

以上の個別三例で追跡してみると、いずれも生れながらのものではなく、生後における骨品制への吸収・再編の事例であった。六世紀の加羅併合、七世紀の三国統一、九世紀の叛乱は、新羅史を画する大事件であった。それゆえ三例はみな偶発的な事例で、その意味では例外の印象すらうけられよう。だが問題は、それらが例外的であれ、そうでない場合であれ、とにかくみな骨品制に編成されてしまうという事実である。

骨品制が以上のような特殊具体的な政治的要因を吸収し、編成の対象にしてしまえる基盤は、じつは骨品制そのものの性格に深くねざしているところにあるのではなからうか。そこで、骨品制とは国王を中心にして同族諸集団が階層的に編成された身分体系であることが、想起されなければならない。基礎諸集団の単なる集積が骨品制に結果するのではなく、それは強力的に編成されるのであって、その強力は王権に集約される。王権は本来的に強権であるがゆえに、一見偶発的にしかみえない特殊具体的な政治的要因でも、一定の契機を媒介にして骨品制に連結するのであり、その限りでそれは骨品制の史的性格そのものに由来するといつてよい。

骨品制は本質的に族制的な身分体系でありながら、本来的に政治的性格をもあわせもつ根拠は、王権を中心にして同族団が階層的に編成されるというところにある。この史的性格に一貫性が認められるとすると、骨字や骨品などの史料上の表現から一応離れて、その身分体系を一般的に「骨品制」と呼んでさしつかえあるまい。本稿で用いてきた骨品制とは、こうした理解をあらかじめ予測していた表現なのであった。

- 1 新羅の姓は今後の研究に期待すべきところが少くないが、いまは概括的に、三品彰英「骨品制社会」(『古代史講座』七)学生社、一九六三年)一七七～八六頁)参照。

2 「姑・姨」の語義は多様であつて、特定化できにくい。池内宏「新羅の骨品制と王統」〔『滿鮮史研究』上世編第二冊（吉川弘文館、一九六〇年）五五三頁〕は各おの父の姉妹・妻の姉妹と解している。

3 末松保和「新羅三代考」〔『新羅史の諸問題』〔東洋文庫、一九五四年〕一四一五頁〕、同「新羅中古王代考」〔前掲書〕参照。

4 三品「骨品制社会」〔前掲書、一九六〇八頁〕。

5 新金氏の例は昌原『鳳林寺真鏡大師宝月凌空塔碑』〔九二四年崔仁浚撰〕にあることが知られていたが、最近『皇竜寺刹柱本記』〔八七二年姚克一撰〕により「大奈麻臣新金賢雄」「奈麻臣新金平衿」の二例を加えることになった。

6 中古では、立宗―法興王女（兄女）、銅輪―万呼（姑）の例があり、下代には、憲徳王―貴勝夫人（従姉妹）、興徳王―章和夫人（兄女）、魏弘―真聖女王（叔父）の近親婚の例がある。このほかの同族婚としては中古の竜春―天明夫人（五寸）、下代では均真―昭明夫人（五寸）、僖康王―文穆夫人（六寸）、啓明―光和夫人（六寸）、景文王―文懿王后（七寸）の例がある。ちなみに善徳女王の匹「飲葛文王」についてはこれまで特別な説明を聞かないが、私はこの飲字を飯字の刊誤とみ、これをひそかに伯飲（真正葛文王）に比定できないだろうかと案じている。万一これが事実とすると、姪―叔父の一例を加える。

7 三品「骨品制社会」〔前掲書、一九二頁〕。

8 今西竜「新羅骨品考」〔『新羅史研究』〔近沢書店、一九三三年〕二〇三頁、二一六頁〕。

9 池内「新羅の骨品制と王統」〔前掲書、五六一頁〕。

10 井上秀雄「新羅朴氏王系の成立」〔『朝鮮学報』四七（一九六八年五月）〕原載、『新羅史基礎研究』〔東出版、一九七四年〕三六九頁、三七二頁〕は、その副題のように「骨品制の再検討」をめざしたものの如く、ここでは骨品制の本質を「族内婚」としてとらえようとするかのように理解される。確かに重要な問題点であるが、同氏の先行論文「新羅の骨品制度」〔『歴史研究』三〇四（一九六五年九月）原載、『新羅史基礎研究』〔東出版、一九七四年）〕で指摘されたような範疇の異なる骨品制とこれとの整合性においてなお説明が不足するとともに、そもそも族内婚の骨品制における規定性に疑問があるとおもう。

11 今西竜「新羅史通史」(『新羅史研究』(前掲)三九頁)に「印度の Brahman」の結婚との対比、池内「新羅の骨品制と王統」(前掲書、五四八頁)で「印度のカーストに類する特殊の血族的階級制度」の指摘以来、それがいわば通説となった。所謂カー
スト研究自体の問題点をさておいても、シャーティ集団における族内婚(サヴァルナ婚)のみを抽出してこれと対照するのは問
題の残るところである。ただこのような対比は全く無意味な方法であるとはおもわない。

12 池内「新羅の骨品制と王統」(前掲書、五五〇頁)。

13 末松「新羅三代考」(前掲書、五一二頁)。

14 井上「新羅の骨品制度」(前掲書、三二三頁)。

15 今西「新羅骨品考」(前掲書、二二七頁)。

16 末松「新羅六部考」(『新羅史の諸問題』(前掲)三〇七頁)。

17 武田幸男「新羅の骨品体制社会」(『歴史学研究』二九九(一九六五年四月))。

18 井上氏の記述「新羅の骨品制度」(前掲書、三二三頁)に基き、推測()「印のところ」を加えたものである。

19 末松保和「新羅六部考」(『新羅史の諸問題』(前掲))。なお三品「骨品制社会」(前掲書、二〇五頁)。

20 六部と頭品との対応関係を調査するについては、官位を重視する方法もある。官位第5等大阿湊以上は真骨であることを前提
にすると、⑤大阿湊以上が一部(以上)にでも確認されること、⑥阿湊以上が二部(以上)に確認されることのどちらかが成立
すれば、新説は成立しえない。ところが六世紀「真興王巡狩碑」で⑤大阿湊以上および⑥阿湊以上は梁(喙)・沙梁(沙喙)二
部にわたって確認できる。また八世紀以前では沙梁部の①角千金欽春、牟梁部の⑥阿湊益宣(『遺事』卷二竹旨郎)があり、疑
問の余地もあるが、漢岐部の⑥阿干成山(『遺事』卷二文虎王法敏)の例もある。ただ、いま問題としている九世紀の例をみな
いので、ここではあえて注記するにとどめておく。

21 末松「新羅六部考」(前掲書)。

22 旗田巍「新羅の村落」(『朝鮮中世社会史の研究』(法政大学出版局、一九七二年)所収)。なお高麗までの展望のもとで考えるならば、同上書第一篇郡県制度の諸章を参照せよ。

23 『三国史記』編者は舒玄と追衍の相違に疑問を呈しているが、単なる借音字の相違にすぎず、同一人であることは確実である。

24 『三国史記』卷四・真平王五年八月条に「大將軍舒玄」がみえるが、將軍職は眞骨相当官職である。

25 今西竜「新羅眞興王巡狩管境碑考」(『新羅史研究』(前掲)四八六頁)。

26 『三国史記』卷四・法興王一九年条。武力の最高官位に異説がある。『三国遺事』卷一・紀異の金庚信条では「虎力伊干之子舒玄角千金氏之長子曰庚信」とあって、虎力つまり武力は②伊干であったという。勿論この異説は本文の論旨の妨げにならない。

27 「趙文業」を人名として読むこともできるが、前秦の人・趙整の字が文業であることが知られる位である。さしたる業績のある人物でもない点で、そのように解するには難点がある。

28 『莊子』の「趙文王」に、晋・司馬彪が「惠文王也、名何、武靈王子」と注す。崔致遠はこの「趙文王」を「趙文」と略記したのである。このような筆法は、例えば同じ『無染和尚碑』でも、「魏昕(金陽)」をただ「昕」と書く場合に認められる。

29 『崔文昌侯全集』一冊、ソウル、成均館大学校大東文化研究院刊、一九七二年。

30 『無染和尚碑』を含む崔致遠の碑銘集、所謂「四山碑銘」は朝鮮・光海君(二六〇九〜二三年)の頃に鉄面老人によって成冊され、のち純祖・憲宗(一八〇一〜五〇年)の頃に居士・洪景謨(一七六七〜一八五二)が註し、近くは石顔老師が精註本を編み、流布しているという。崔南善(相場清訳)『朝鮮常識問答』(宗高書房、一九六五年)二三一頁参照。洪氏以前に蒙庵和尚の註もあつたようである。今西竜『新羅史研究』(前掲)二三六〜八頁)所載の李能和氏の示教参照。本文所掲の註解者について成均館大学校大東文化研究院長の李佑成教授に教えを請うたところ、「四山碑銘の註解は幾つかありますが、『崔文昌侯全集』に収録されたのは洪景謨の註解とおもいます。」との返書を寄せられた。李能和『朝鮮仏教通史』(ソウル、慶熙出版社影印、一九六八年)一三五〜四七頁)で指摘されている洪註と比べると、両者符合するところが多い。李教授の推定にまず誤りないこ

とを記し、あわせて深謝したいとおもう。

第七章 骨品制の史的展開

1 第一期—骨品制の起源と麻立干

骨品制の具体的なあり方について、九世紀を基点として溯ってたずね、ようやく六世紀初頭つまり法興王七（五二〇）年まで追跡できた。後になって「律令始行」と特長つけられるこの衣冠制の制定は、新羅史の発展にとって重要な意味をもつが、新羅骨品制の史的展開にとっても大きな画期となる。しかしこの年以前における骨品制は、今のところ、その実在を証明する対象とはならなくなってしまふ。そのための史料をまったく欠くからである。

だが骨品制の起源は、確実にそれ以前に溯ると推定できる。法興王代の衣冠制は、いうまでもなく衣冠制の制定を直接の目的とした法令であつて、それは官位・官職制の先行か、少くともその並行を条件とするものであつた。そしてその官位・官職制が骨品制の実在を前提としていたことは、既にみたとうりである。それゆゑ骨品制の起源を、衣冠制の制定時と同時に考えることは許されず、必らずそれ以前に措定しなくてはならないのである。

それでは、その起源を何時まで溯らせることができるであろうか。今のところ不明とするほかないのであるが、あえて想定することが許されるならば、まず、六世紀初頭つまり^①智証王（五〇〇—五一四年在位）代を挙げることで

きるし、さらに溯つて、少くとも四世紀つまり(1)奈勿王(三五六〜四〇二年在位)代を考えておく必要がある。

智証王代の問題については後述するが、それとあわせて少くとも奈勿王代にまで溯つて考えるべきことを主張する根拠は、骨品制の本来的な史的性格に由来する。即ちそれは王者を中心として階層的に編成された族制的な身分体系なのであるから、王者の出現、王権の形成、国家の起源などが骨品制にとって不可欠の史的前提であることはいうまでもない。そして奈勿王が登場する四世紀前後の時期に、まさに権力の形成が新たな歴史的課題として登場してきたと考えられる。勿論、厳密な意味での国家の起源を説明する作業は、今後の研究に待たなくてはならないが、その場合の一つの焦点はここにある。以上のような意味において、骨品制の起源を、今しばらくそこに想定しておくことにしたいのである。即ち骨品制の史的展開の第一期を、四〜五世紀と考えておこう。

この時期の骨品制の実態を、暗闇の中でわずかにさし示すがかりは、王者の称号「麻立干」である。麻立干を称した王者について、『三国史記』と『三国遺事』とに矛盾する記事のあることは、よく知られている。即ち前者は(19)訥祇(20)智証の四代の王号であったのに対し、後者は(1)奈勿(2)智証まで六代のそれであったというのである。麻立干号の出現期のこのくい違いは、なるほど二者択一的な判断をしいるに及ばないことかもしれない。しかしそれにしてその出現期の前後にしぼって考えるとすれば、周知の『太平御覽』卷七八一・四夷部二の新羅条に引用された『秦書』に

秦書曰、苻堅建元十八年、新羅国王楼寒、遣使衛頭、献美女(中略)。又曰、苻堅時、新羅国王楼寒、遣使衛頭朝貢(下略)。

などとみえる新羅国王「楼寒」が、その確かな出現を示している。楼寒(ru-han)は麻立干(mar(2)han)に当り、そ

の頭音 日 を省いた対音訳とみなすべきだからである。即ち秦・建元一八(三八二)年は仍奈勿王二十七年に該当するから、その当時、既に王号の麻立干を称していたことが明らかなのである。それゆえ『史記』説よりも、『遺事』説が尊重されなくてはならない。そしてこの時期が先に想定した骨品制の第一期に、ほぼ完全に重複することに注意される。換言すれば第一期とは、まさしく麻立干の時代なのであった。

奈勿王より始まる麻立干の「麻立」の原音が、 𠵼 (H)マルであろうとする点では、異見を知らない。そしてそのマルの原義については、いち早く金大問の「麻立者、方言謂楸也」という解釈、つまり楸(く)い」という解釈が出されてきたが、さらに宅(いえ)・宗(族)や、頭(かしら)・棟(むね)・庁(いえ)・高座・貴人尊称、さらには穀倉・會議の座席などの意義があることが指摘されてきた。それならば麻立「干」とは、マルを司る者あるいはマルの地位を占める者の謂となる。⁽⁴⁾これに対して、このマルとは高句麗起源の莫離マカリの対訳であると解し、麻立干を大首長であるとす異説があり、⁽⁵⁾今後の検討にゆだねられた部分もある。

だがここでの最も大切な問題は、麻立の原義がどうであれ、それがマルの「干」であったという事実である。周知のように「干」は、ほかに澮・殫・喰・邯・翰・粲・旱・漢などと表記され、例えば新羅官位の①角「干」・伊伐「澮」から、②及尺「干」・級「澮」までの干・澮のように用いられた。しかも三世紀に溯れば、当時の東夷諸種族の首長の称号「加」にまで連る古い言葉である。とすれば四〜五世紀において、その後には官位の某「干」に編成されてゆく多数の「干」階層の存在を考へることは、不当とはいえないであろう。

麻立干は王号であり、その限りにおいて確かに唯一で最高の王者であった。しかしその唯一・最高の王者としての存在を、多数の「干」階層とせりはなして、一面的に強調する結果になってしまうわけにはゆくまい。即ち麻立干は、

やはり「干」たる性格をもつ限り、他の「干」階層からかけはなれた存在ではありえず、むしろ彼らと同一の社会的政治的基盤をもち、その同一基盤の上で第一等の地位を占めていたにすぎないと理解されるのである。

第一期の骨品制において、これらの麻立干を含む「干」階層は、骨品序列の上位を占めていたであろう。だが麻立干は骨品制から超越する存在ではなかった。王者「麻立干」といえども、「干」階層を脱出できない史的制約の下において、骨品制の内部に包摂されたままであった。この時期の骨品制の特色を、ここに認めることができるとおも(6)う。

2 第二期＝骨品制の展開と太王

骨品制の第二期は、六世紀初頭に始まり、それからおよそ三百年余り続いた。この時期の初めに王者の性格に大きな変化がおこり、それにしたがって骨品制の意義が変るのである。

王者の性格の変化とその時期を考えると、みのがせないのが『三国史記』卷四・智証麻立干四(五〇三)年一月条の記事

群臣上言「始祖創業已来、国名未定、或称斯羅、或称斯盧、或言新羅、臣等以為、新者徳業日新、羅者綱羅四方之義、則其為国号、宜矣、又觀、自古有国家者、皆称帝称王、自我始祖立国、至今二十二世、但称方言、未正尊号、今群臣一意、謹上号新羅国王。」王從之。

である。このとき国号を定め、また王号を麻立干から「王」としたという。

だが注意しなくてはならないのは、この記事の性格である。まず国号制定のことは、おそらく『三国史記』卷三四・地理志の序文にみえる新羅『古伝記』類から採ったか、それに基づくものであろう。同文に「或云斯羅、或云斯盧、

或云新羅」とあるが、それは中国史書に伝えられた表現に酷似しているので、『古伝記』の成立はいくら早くても七世紀前半までは溯らないと考えられる。また同文に「基臨王十年、復号新羅」とあり、これは『三国史記』卷二・基臨尼師今一〇(三〇七)年(丁卯)の「復国号新羅」に相応するが、みのがせぬのは『三国遺事』卷一王曆・第一五基臨尼師今条に、

丁卯年、定国号曰新羅、新者徳業日新、羅者綱羅四方之民云、或系智証・法興之世。

とあることで、国号制定の年次については基臨王一〇年説のほか、智証王代説、さらには法興王代説まであったことがわかる。『古伝記』も確固たるものではなく、異説を許容するのであった。しかも「新」「羅」の用字法は漢字義により、そのうえ儒者風に解釈するなどから、とうてい六世紀初頭のそれとは認められず、はるか後代の修辭を経たものといわなければならない。

一方、王号についても、「我が始祖、国を立てしより、今に至るまで二十二世」の文字がみえるが、それは現行の新羅世系が既に確立した後の知識に基いた記述であることは明白であって、それが六世紀初頭の記事とは信じ難い。それゆえ王号制定の年次も、群臣の言のとおりとは、とうてい考えられない。したがって結局、国号・王号を制定したのが智証王四年であるという『三国史記』の記事は、幾つか並存していた異説の一つにすぎず、またそれは当代から後の時期に記録されたものなのである。

ところで王号に限定して考えなおしてみると、それは後代の文飾によっているとはいへ、智証王代以外の年次を示す史料はない。また王号「麻立干」は智証王までで終り、「王」は法興王から始まるとすることで、『三国史記』と『三国遺事』とは一致している。そこで麻立干から王への大転換を、智証王四年としたことに何らかの根拠があった

のかもしれない、それならばこの年次をいちがいに無視せず、あらためて検討してみる必要があるとおもう。そこでまず、麻立干号の使用下限にしばって考えよう。その際みおとせないのは、『梁書』卷五四・新羅伝の、周知の記事にみえた王名である。

普通二年、王募名秦、始使使隨百濟、奉獻方物。

この「募」字については、今西氏が既に「新羅王者の号たりし麻立干の麻を採りしなる可し」と解されていた。⁽⁹⁾普通二年つまり法興王八(五二二)年当時、同王はなお麻立干を称していたというのである。問題の四字「王募名秦」の原形は「(新羅)王募秦」であるとし、募字と秦字とを分けた上で別個に解釈した今西説に対し、末松氏はこれら⁽¹⁰⁾を分離することなく、「問題の募秦は、原宗の原の訓 (mis, mi, mi-tch) に近似してゐる」との別解を示された。これによると法興王の諱「原宗」の一部「原」に当るといふのであるから、「募秦」をもって麻立干を称した根拠とするわけにゆかなくなる。今のところ、法興王代以後に麻立干号の使用例があったとすべき確証はない。

つぎに王号使用の上限を検討しよう。既に述べたように(第四章4)、真興王二九(五六八)年の『磨雲嶺碑文』に「真興大王」がみえるが、同王二二(五六二)年の『昌寧碑文』に「葛文王」号が指摘できるから、この「王」号に対応すべき「大王」号は、それ以前から実在していたとみなくてはならない。果していわゆる『蔚州前里書石』の銘文群によると、「己未年」銘の文字に「其王妃」(第四行)、「太王妃」(第六行)などが読みとれ、また「乙卯年」銘の文字に「聖法興大王節」とある。後者の乙卯年が法興王二二(五三五)年であることは確かだが、前者の己未年も法興王代とみてよく、しかもそれは同「書石」の「□巳年」銘の「乙巳年」、即ち法興王二二(五二五)年まで溯って理解すべき内容であると考ええる。法興王代において王号、正しくは「太王」号が称せられたことは、も早否定できなくな

った。

ところでこれに加えて、慶州・瑞鳳塚出土の『延寿銘銀合杆』の銘文

延寿元年太歳在卯三月中」太王敬造合杆用三斤六兩」(合蓋)

延寿元年太歳在辛」三月□太王敬造合杆」三斤」(合身)

が、最も問題となる。この「延寿」は逸年号であって、この「辛卯」年を何時に比定できるか、確言し難いのである。しかもこの合杆は新羅製でなく、高句麗のものとする見方もあって、帰一するところを知らない。⁽¹²⁾新羅以外ならばここであげつらうまでもないのだが、これを新羅の年号と仮定すれば、古くみて訥祇王三五(四五二)年とする見解と、新しく智証王一二(五一二)年とする見解とがあって、今得られている資料では、いずれか一方に断定できないようにみうけられる。⁽¹³⁾それゆえいずれにしろ疑問は消えぬが、今しばらくは智証王代説に加担する方が、王号研究の立場から無理が少いであろう。

以上のように、麻立干の下限は法興王代に降らず、太王の確かな上限は法興王代にある。そうすれば王号転換の焦点は智証王代にしばられてくる。『古伝記』に伝えられていた智証王四年の年次に捨てがたい意味があるのは、このためである。問題の「延寿元年辛卯」が新羅・智証王一二年であるとした場合も、それは許容されるこというまでもない。⁽¹⁴⁾

以上を総合して、王号転換期のめやすを、一応智証王四(五〇三)年とすることができる。さきに骨品制の第二期を六世紀初頭に始まると指摘したのは、ここに基くのである。

六世紀初頭における太王号の出現は、新羅王権のもう一段の発展・強化を意味する。第一期の王者「麻立干」が干

階層と共通の基盤に立ち、まだそこから離脱できない史的制約を保有していたのに対し、この王者「太王」はそれから超越できる条件を既に獲得していた。王権の画期的な強化であり、国家の発展であるが、六世紀以後の具体的な政治的展開は、それに対応するものであった。

太王の超越性は干階層との対置において最も明瞭に現われるが、制度的・客観的には官位制の成立として明示される。官位制については不明の点が多く残されているが、法興王七（五二〇）年衣冠制の制定以前に成立していたことはほぼ確実とおもわれ、しかもそれを智証王代を前後する六世紀初頭とみるのが妥当であろう。そこにおいて官位の上位を独占する地位を得た「干」階層は、その時既に「太王」と同列の基盤に立つことを否定されたのであったが、同時にそれは王者の超越性の獲得を意味したのである。

新しい王者太王の登場は、骨品制にも一定の影響をもたらした。即ちそれは次の二面を一身に兼ねるようになった。一つは官位集団を組織し、それを秩序づける超越者としてあらわれ、もう一つにはなお官位集団を主要な構成員とする王京支配者集団の一員として、骨品制内部に包摂される一成員としてあらわれる。後者は古く、前者は新しい面である。この二面性があらわとなり、その意味での対抗的契機を内包する王者の存在を前提とし、それを中心として骨品制が編成されるようになったのである。第二期設定の根拠をここに求めたいのである。

3 第三期—骨品制の変化・崩壊

九世紀に入ると骨品制はさらに変化して、この時期に固有な特質をもつに至る。それは興徳王九（八三四）年の風俗に関する規定、即ち色服・車騎・器用・屋舎に関する規定にみる事ができるが、その要点は次の二つに要約でき

よう。その一つは、既に指摘したように(第二章)、新羅の王者は骨品制の包摂から離脱し始め、超越的な存在にまで昇華してしまったことである。その二つは、王京支配者共同体を構成する基礎集団としての同族団にのみ極限されていた骨品制の基盤が、ここに至って広く地方の諸集団へ拡大・拡散されていったことである。この変化は内部的に、同時に外延的にも生じているわけであるが、重要なのはいずれも骨品制それ自体がよって立ってきた前提的条件が変化し始めたということである。この意味で、この変化は未曾有の根本的なものである。八三四年以後を第三期とするのは、以上の事実による。

この変化は当時の政治過程のただ中で生じたものであるが、その直接の具体的契機は、やはり憲徳王二四(八二二)年の金憲昌の大乱、子の梵文が三年後に起した謀叛事件だったのであろう。新羅のほぼ全土をまきこみ、「宗族・党与」二百四十人が死罪に処せられたこの事件は、新羅の政治社会に強い動揺を与え、その再建策が模索された。その結果の一つが興徳王代の風俗関係の規定として表面化したのである。

この風俗規定の法が定形化されるについては、時期を同じくする唐・文宗の「衣服・車乘・器用・宮室(舎宅)」など風俗関係の太和年間の詔勅の影響を⁽¹⁶⁾みのがすわけにゆかない。例えばその勅で直接言及されている「儀制令」の場合についていうと、その「車」及び「器用」に関して、「m」開元⁽¹⁶⁾二五年令文と、「n」興徳王九年規定との間に、次のような対応関係がある。

車〔m〕一品、青油纒通幟・朱裏。三品⁽¹⁶⁾已上、青通幟・朱裏。五品⁽¹⁶⁾已上、青偏幟・碧裏。六品⁽¹⁶⁾已下、皆不用幟。

〔n〕真骨。前・後幟、用小文・綾・紗・纒已下、色以深青・碧・紫紫粉。六頭品。前・後幟(中略)用竹簾若莞席、縁以纒・絹已下。五頭品。前・後幟、只用竹簾、縁以皮・布。

器用〔m〕諸一品已下、食器不得用渾金・玉。六品已下、不得用渾銀。

〔n〕真骨、禁金・銀及鍍金。六頭・五頭品、禁金・銀及鍍金・銀。四頭品至百姓、禁金・銀・鍍石・朱裏平文物。

さきに骨品制の特質にふれた際、規定〔n〕が令文〔m〕に対応することの意味の一半を、次のところに求めておいた。即ち真骨の上位に位置し、さらに骨品制そのものから超越してしまった新羅王者は、あたかも一品官人の上位にあり、令文から超越し、律令それ自体の根元にはかならない中国皇帝の地位に対応する。

ここではもう一半の意味が、真骨以下の六・五・四頭品から平人・百姓（三・二・一頭品）までの五階層（七階層）に細分された点にあることを指摘しておきたい。頭品相当の階層は、第二期初期の六世紀初には既に二分されていたし、後期の七～八世紀の或る時点では三分されており、可能性ならばもっとその分化が推定できた。しかし九世紀にみられるようなこの多階層化は、それ以前の階層分化を前提とするものではあっても、このとき始めて制度化されたものにちがいない。骨品制のこれほどまでの細分化は八世紀以前に確認できぬこと、〔m〕〔n〕の相似性は同時期の対応関係にはかならないこと、その用語が〔m〕の「官品」に対して〔n〕の「頭品」であること、そして「品」字はこれ以前に確認できぬことなどの事実が、この推定を支える根拠である。

加えてほぼ決定的な理由は、某重沙干つまり特進沙干位の実例が第三期に知られるだけで、第二期以前に確認できぬことである。既に述べたように（第二章一）、『叡興寺鐘銘』（八五六年）の「上村主 三重沙干 堯王」は興徳王九（八三四）年の規定〔C〕「外真村主は五品と同じ」に符合し、それを裏づける。即ち五頭品に相当するような村主が九世紀中葉ごろに始めて指摘できることは、六頭品と五頭品との間の身分的界線がそのころ実在したことを意味し、

それゆえ五(七)階層的骨品構造は第三期にのみ固有な構造とみななければならないのである。『境清禅院慈寂禅師凌雲塔碑』(九四一年)の「上沙喰 第二(沙喰) 第三(沙喰)」という⁽¹⁷⁾沙喰の特異な用例も、そのような九世紀の骨品構造の固有性に由来するものの一例であった。

このようにして整備された興徳王代のこの規定は、当時の具体的な政治過程の展開を背景にして出現したわけであるが、それには次のような政治的意図がこめられていたことを、とくに骨品制の変化を考える場合にみのがせないであろう。その第一は、規定の内容にそのまま表現されているように、風俗の政治的規制である。風俗が本来的に保持する階層的性格は、礼数つまり身分相応の礼儀に対応し、礼数の僞正は上下・尊卑を明らかにするものでなければならぬ。興徳王が降した教の序文に明記されているように、それは終局的には「常刑」という威嚇をもつて守られるべきものであった。

その第二は、骨品制の社会的基礎を構成してきた同族集団に対する政治的再評価である。それは次のような事態によって、この当時とくに必要となったのであろう。一つは族団そのものの自然生的な成長、および分裂による。もう一つは、こうしたことを前提にして、とみに表面化してきた政治的動揺によって、それまで通用してきた社会的評価の基準も変わったであろう。とくに金憲昌の叛乱の規模が大きいだけに、その影響は甚大であったとおもわれ、無染和尚の父・金範清が真骨から六頭品へ降等されたというあの事例は、その実例の一つに属する。以上のような事態があらまわって、細分化された族団の再評価が必要とされ、また可能となったのであった。

ところで以上二つの政治的意図は、骨品制に直接組みこまれた集団内部、即ち王京人だけで構成された支配者共同体の内部においてのみ通用したものである。だが重要なのは第三に、地方在住の諸種集団の政治的再編成を企てたこ

とである。興徳王の教の末尾にみえる、例の史料〔C〕「外真村主は五品と同じく、次村主は四品と同じ」という付則が、そのことを示す。即ち地方諸邑の村主層を骨品制の序列体系との関連において位置づけたことは、同時にこれら村主層に隸属する一般村民を、骨品序列における平人・百姓（三〜一頭品）に位置づけたことにもなるわけである。この地方再編成の背後には、八世紀末以来の地方農民の蜂起や、九世紀前半の金憲昌らの叛乱があり、新羅中央による地方支配の弛緩は既にかくしきれぬ状態にまでたち至った。この事態に対応するために、骨品制を變革し、活用しようとしたのである。王京支配者共同体の身分体系としての骨品制が、ここにおいて村主層を通じ、一般村民にまで拡大されることになった。

以上の意図を綜合する形で、第四に指摘しなければならぬのは、いうまでもなく超越的存在としての国王の創出であった。混迷を深める政局にあって、国王の權威を高めることにより、危機からの脱出をはかったのである。

これまで指摘した四つの政治的意図は、必ずしも具体的な政治効果をあげたとはいえないかもしれない。そのような限界にもかかわらず、興徳王代に実行されたこの施策は、骨品制にとっては未曾有の變化であったといつてよい。地方の再編成や王者の超越性などは、骨品制の本来的な性格に直接かかわる問題である。その意味では、第三期というのは新羅固有の骨品制自体が自ら否定されてゆく過程にはかならず、むしろこれをその崩壊期とみる方が的確であるといわなければならない。

骨品制崩壊の傾向は、じつは官位制との対応関係をみることで指摘できる。かつて興徳王代の規定にふれて、「骨品序列に従った色服・車騎・器用・屋舎の諸規定の如きは、中国では官品序列に従って規定されるのが普通である。それは中国的觀念からすれば、むしろ個人的身分制としての官位（京位・外位）序列に従って規定さるべきもので

あろう⁽¹⁸⁾」と述べたことがある。そうした中国的觀念とのずれについては、さきほど「儀制令」の車・器用の場合を通じて具体的にみたばかりである。だが常にそうであったといえないのは、法興王七(五二〇)年の衣冠制が、ほかでもない個人的身分制としての官位序列に従って規定されていたことを想起するだけでよい。

ところが史料「T」の「真骨の位に在る者を以て牙笏を執らしめ」たことに注意される。牙笏の執用も官品・官位の序列に従って規定されるのがふつうだが、真徳王四(六五〇)年の時点では、まず真骨か否かという骨品序列、さらに官位をもつか否かという官位の有無によって決定されるのである。たかだか牙笏という限定された部分でのことにすぎないが、そこには骨品制は官位的機能をとりにこみ、代替してゆく傾向がみられるのである。そして九世紀には、既にみたように、広汎な分野にわたり、男女の別なく、骨品制の身分序列に従う規定があらわれる。官位制には手を加えないでおき、他方では骨品制に官位的機能を付与しようとするのである。骨品制の官位制への接近は、骨品制の史的性格にてらしてそれ自体無意味な試みであるが、それゆえにこそそれは骨品制の本来的な身分体系の崩壊として理解されざるをえないのである。

×

×

×

さてここで、骨品制の史的展開についてあらためて考えてみるに、その編成の中心となった新羅王者の発展形態をよりどころにした三期に及ぶ上述の時期区分の意味を、もう一度問うてみなくてはならないとおもう。その一つの手がかりは、新羅史を前後に二分する重大な変革期としての七世紀中葉の意義が、この時期区分においては明らかにないことである。

新羅による三国統一というあの大事業が骨品制に何の痕跡も残さなかったと断定できるわけではない。聖骨追尊の

一時点としてふさわしいことは前述した(第四章4)。しかしめだつた実質的な変化が認められないことは事実である。それはさしあたって、骨品制は第二期のおよそ三百年間にわたって、本質的な変化がなかったところにある。かなり保守的な性格があるのである。

そこで一步進めて考えると、三期の区分の内容は王者の発展・変化をよりどころにしたものであって、骨品制それ自体の変化ではなかった。骨品制の中心は王者であり、その王者が骨品制の階層編成の原理である限りにおいてその時期区分は妥当性をもつ。だが骨品制の本来的な史的性格それ自体をめやすにした時期区分は、それと関連をもちながらも、一応別個に構想されるべきであろう。それならば骨品制の変化は第三期においてのみ認められるのである。

その起源から第一・二期を通じ、およそ五百年余りの間、王者をその内部に包摂するような王京支配者共同体の階層的身分体系としての骨品制は、一貫して存続したといえる。このような保守性はその史的性格に由来するものであり、結局のところその実体が族制的な同族団を基礎集団にして構成されたところにあるのであった。

九世紀に至ってそれがにわかに変化し、王者の骨品制からの超越性が追究されてまもなく、新羅それ自身が滅亡の危機を迎えるにいたる。一〇世紀初の高麗の成立、またそれ以後の歴史において、王京支配者集団によって階層的に編成された族制的身分体系が再現しえなかったのは、それなりに歴史の前進を意味するものといえよう。⁽¹⁹⁾やはり骨品制はその意味において新羅的な身分体系と理解してよいのである。

1 武田幸男「新羅・新興王代の律令と衣冠制」(朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』(竜溪書舎、一九七四年))。

2 末松保和「新羅建国考」(『新羅史の諸問題』(東洋文庫、一九五四年)、所収一五四頁)。

- 3 那珂通世『那珂通世遺書』〔「外交叢史」巻二、(大日本図書株式会社、一九一五年)一五八頁〕。前間恭作「新羅王の世次と其の名につきて」〔「東洋学報」一五—二、(一九二五年一月)五六頁〕。
- 4 前間「新羅王の世次と其の名につきて」(前掲誌、六三頁註八)。鮎貝房之進『雑攷』第一輯(京城、一九三一年、原載。国書刊行会、一九七二年)七六—九六頁。三品彰英「麻立干の原義を尋ねて」〔「朝鮮学報」一三(一九五八年九月)〕。
- 5 末松「新羅建国考」(前掲書、一五二—一六二頁)。
- 6 麻立干に先行すると伝えらるる王号「居西干」「次次雄」などは、必ずしも実在した王号かどうか疑わしい。だが少くとも「尼師今(寐錦)」は実在したとみてよく、それゆゑ麻立干の場合と同様に、その存在期・原義や骨品制との関係が問題となりうる。本稿の「第一期」の設定はその意味で仮りのものであって、今後の研究にまづところが多く残されているといわなければならぬ。
- 7 新羅の漢字による異表記の列挙は、蕭繹『梁・職貢図』新羅国使臣図の経「案梁・貢職図、其新羅国、魏曰新盧、宋曰新羅」(『統高僧伝』巻二四・釈慈藏伝所引)を始めとして、『梁書』巻五四・新羅伝、『南史』巻七九・新羅伝、『通典』巻一八五・边防門・東夷の新羅条の註などに継受されたが、また別系では『隋書』巻八一・新羅伝、『北史』巻九四・新羅伝などがある。なお『梁書』の編纂年次は貞観三(六二七)年である。
- 8 前間恭作「新羅王の世次と其の名につきて」(前掲誌)。木下礼仁「新羅始祖系譜の構成」〔「朝鮮史研究会論文集」二、(一九六六年一月)〕。
- 9 今西竜「新羅骨品考」(『新羅史研究』〔近沢書店、一九三三年〕二〇六頁)。
- 10 末松保和「梁書新羅伝考」(『新羅史の諸問題』〔前掲書〕三八四頁)。
- 11 黄寿永編『金石遺文』三(ソウル、韓国美術史学会刊、一九七二年)一—一六頁。なお同『書名』の文字のうち、「王」と釈文された文字は計八字を数える。

- 12 坂元義種「古代東アジアの日本と朝鮮」(『史林』五一—四(一九六八年七月)原載。上田正昭・井上秀雄『古代の日本と朝鮮』(学生社、一九七四年)九頁)。ここでは「辛卯」年を高句麗・長寿王三九(四五—)年に比定する。もし政治情勢からみた大勢論で推せば、これを百濟・武寧王一一(五一—)年説も可能ではあるまいか。いずれにしても後考にまたなくてはならない。
- 13 浜田耕作「新羅の宝冠」(『考古学研究』(座右宝刊行会、一九四〇年)三五四—五頁)、同『慶州の金冠塚』(岡書院、一九三二年)一〇〇頁)、梅原末治『慶州金鈴塚飾履塚発掘調査報告』本文(大正一三年度古蹟調査報告一、一九三二年)二六三—四頁)などは智証王一二年を重視し、これに対して『壺杆塚と銀鈴塚』(ソウル、国立博物館古蹟調査報告一、一九四六年年発掘報告)六五頁)、李弘植「延寿在銘新羅銀合杆に対する一・二の考察」(『崔鉉培博士還甲紀念論文集』(ソウル、一九五四年)原載、『韓国古代史の研究』(ソウル、新丘文化社)四六五頁)、岡崎敬「三世紀より七世紀の大陸における国際関係と日本」(『日本の考古学』Ⅳ(河出書房、一九六六年)六二九頁)などは訥祇王三五年を重視する。
- 14 もし「延寿元年辛卯」が、新羅・訥祇王三五年であることが断定しえた場合には、太王の使用上限は六〇年溯ることになるが、麻立干の下限は動かないので、転換期に関する本文の論旨が否定されることにはならない。
- 15 武田幸男「新羅・興徳王代の色服・車騎・器用・屋舎制」(『榎一雄博士還曆記念東洋史論叢』(山川出版社、一九七五年所収予定))。
- 16 仁井田陞『唐令拾遺』(一九三三年)五〇二—三頁)。
- 17 武田幸男「新羅の骨品体制社会」(『歴史学研究』二九九(一九六五年四月)三—四頁)。
- 18 武田「新羅の骨品体制社会」(前掲誌、一三頁)。
- 19 骨品制崩壊をめぐる諸問題は、今後の研究にまつところ少くないが、大まかには、武田幸男「新羅の滅亡と高麗朝の展開」(『岩波講座・世界歴史』九(岩波書店、一九七〇年)四九五—七頁)に素描しておいた。

(一九七四年一〇月七日)